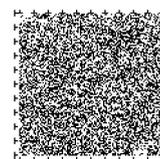
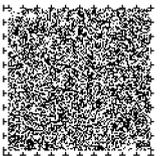


第5次 延岡市障がい者プラン

(令和7年度～11年度)

延 岡 市







はじめに

本市では、平成11年より市町村障害者計画である「延岡市障がい者プラン」を策定しており、これまで障がい者施策の推進を図ってまいりましたが、令和5年に国から「SDGs未来都市」に選ばれたことも踏まえ、より一層「障がいのある人もない人も誰もが安心の共生社会づくり」の実現を目指しています。

このような中、国において、「地域社会における共生等」などを基本原則とする第5次障害者基本計画が令和5年度に策定され、令和6年度には宮崎県で「ともに生きる社会」の実現に向けた第5次宮崎県障がい者計画が策定されたことから、本市におきましても「第5次延岡市障がい者プラン」を策定いたしました。

本計画では、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域でともに安心して暮らせる共生社会の実現を目指す」ことを基本理念として、さらに障がい者施策を推進してまいります。

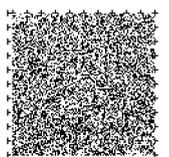
また、近年の障がい者に関する課題の多様化を受けて、医療的ケア児への支援、障がい者雇用奨励補助金・延岡市ワークステーション等を活用した障がい者雇用倍増、「衣・医・食・職・住」ごちゃまぜでつながる安心創造拠点の整備、などの新たな対策も掲げております。さらに、令和9年に本県で開催される全国障害者スポーツ大会を契機とした施策にも取り組んでまいります。

今後より一層、誰もが安心の共生社会づくりを目指して障がい者施策を推進してまいりますので、関係機関や関係団体、市民の皆様の一層の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、プランの策定に当たり、「延岡市障がい者プラン懇話会」委員の皆様をはじめ、「アンケート調査」に御回答いただきました市民・事業所の皆様、関係者の皆様方の御協力に対しまして、心から厚く御礼申し上げます。

令和7年3月

延岡市長 読谷山 洋 司



目 次

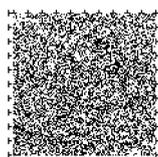
はじめに

第1章 総論 (計画の趣旨・基本的な考え方・現状)

1	障がい福祉に関する国内の動向	2
2	プラン策定の趣旨及び位置付け	3
3	計画の期間	4
4	計画の策定体制等	5
5	基本理念(基本的な考え方)	7
6	基本指針(目標とするところ)	7
7	プランの施策体系	8
8	延岡市の障がい者数の推移	10

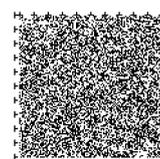
第2章 各論 (障がい福祉施策推進のための具体的事項)

1	啓発・広報	15
2	行政等における配慮	21
3	教育	24
4	雇用・就労、経済的自立の支援	28
5	情報	33
6	保健・医療	35
7	人材確保・育成	47
8	生活支援	51
9	親なき後の支援	63
10	生活環境	67
11	連携体制の構築	74



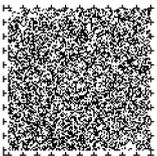
参考資料

- 1 計画策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
- 2 延岡市障がい者プラン懇話会規則・・・・・・・・ 78
- 3 // 懇話会委員名簿・・・・・・・・ 79
- 4 延岡市障がい者プランに関するアンケート調査実施概要・80



第1章 総論

(計画の趣旨・基本的な考え方・現状)



1

障がい福祉に関する国内の動向

世界共通の目標として平成27年9月に国際連合に加盟している全193ヶ国によって採択されたSDGsの達成に向け、障がい福祉の実現がこれまで以上に大切なテーマとなっています。

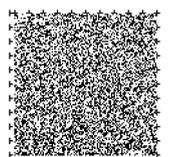
第4次延岡市障がい者プランを策定した令和2年3月以後、我が国では令和3年に「2020年東京オリンピック・パラリンピック」が開催され、心のバリアフリーとユニバーサルデザインの街づくりが進展しています。

法制面では、令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行、令和4年5月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の制定、令和6年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」）の改正・施行など、障がい者を取り巻く法整備が進められました。

また、令和4年8月に障害者の権利に関する条約の締約国として、国際連合ジュネーブ本部において、障害者の権利に関する委員会による対日審査が実施され、同年9月に総括所見が採択・公表されています。そして、この条約の理念に即して令和5年に「地域社会における共生等」「差別の禁止」「国際的協調」を基本原則とした第5次障害者基本計画が策定されました。

一方宮崎県では、令和6年に「障がいのあるなしによって分け隔てられることなく地域でともに生きる社会づくり」を基本目標に「第5次宮崎県障がい者計画」が策定されています。本計画は令和3年に開催した「第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会」のレガシーを生かしたものとなっています。

このような中、本市は、令和2年6月に「延岡市手話の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例」を制定し、また、令和5年に宮崎県内で唯一国から「SDGs未来都市」に選定され、さらに令和3年及び令和6年には「障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」を策定するなど、様々な取組や条例、計画等の整備を行いながら、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を推進しています。



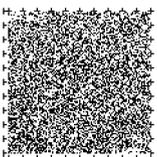
障害者基本法第11条第3項により、市町村は市町村障害者計画の策定が義務付けられており、本市では平成11年に市町村障害者計画として「延岡市障がい者プラン」を策定しました。

その後、計画期間の終了に併せて、第2次プラン、第3次プランと策定を重ね、令和2年に策定した第4次延岡市障がい者プランの計画期間が令和6年度末をもって終了することに伴い、今回第5次延岡市障がい者プランを策定するものです。

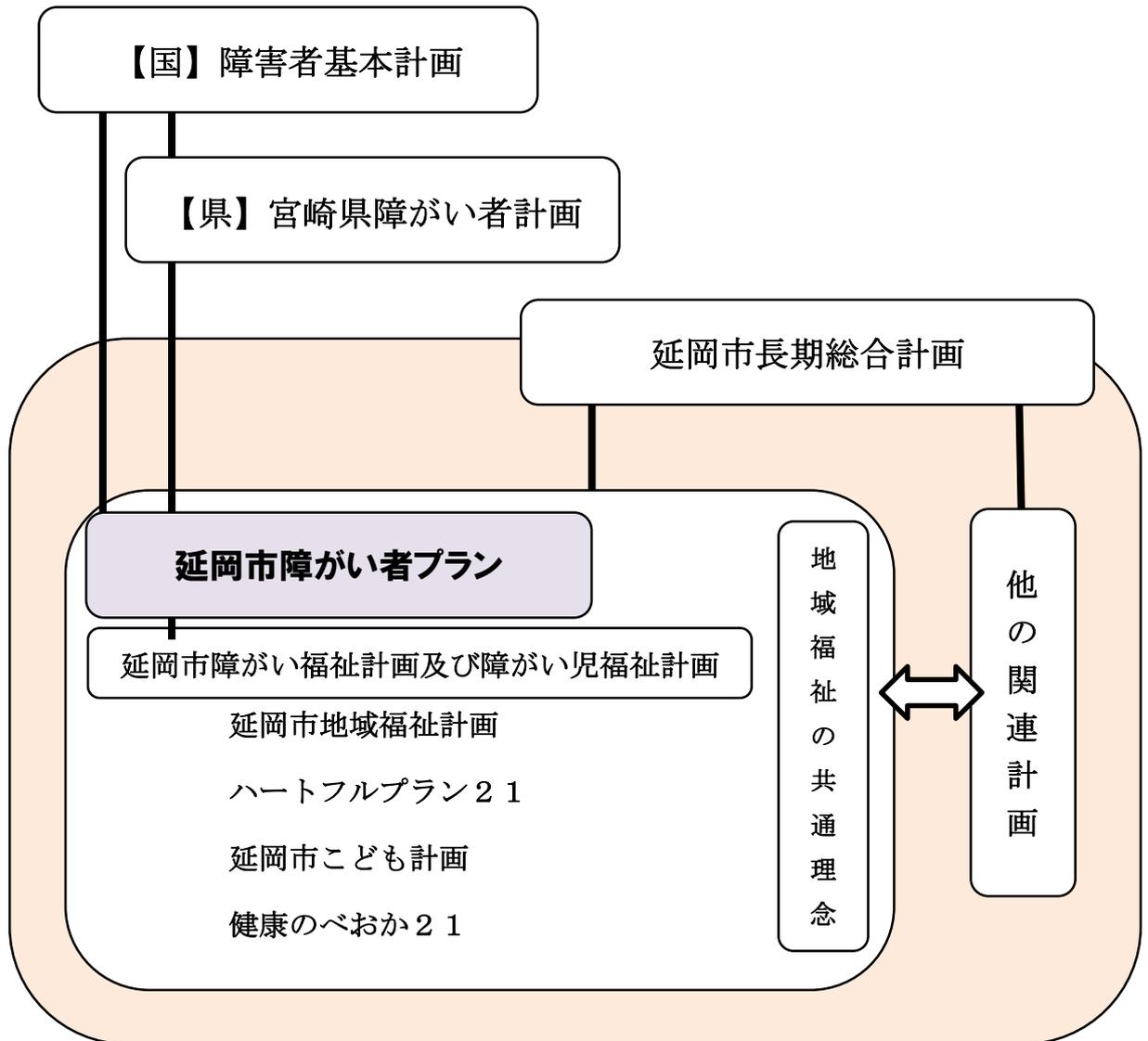
第5次延岡市障がい者プランは、障害者基本法の定めに従い、国の第5次障害者基本計画と宮崎県の第5次宮崎県障がい者計画を基本とするとともに、本市の障がい者の現状等を踏まえて策定します。また、障がい者のための施策に関する基本的な計画であるため、本市の長期総合計画及び関連する諸計画との整合性を図った内容とします。

障害者基本法第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。



延岡市障がい者プランの位置付け

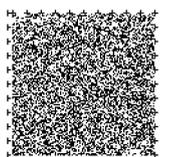


3

計画の期間

延岡市障がい者プランの計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、国の第5次障害者基本計画は令和5年度から令和9年度までの5か年計画、宮崎県の第5次宮崎県障がい者計画は令和6年度から令和10年度までの5か年計画となっています。



1 計画の策定体制

(1) 事務局及びワーキンググループ

① 事務局

事務局は、障がい福祉課としています。

② ワーキンググループ（28 課所）

障がい者プランの原案を作成する組織として、次に記載する課所の係長職で構成するワーキンググループを設置しています。

企画課 地域・離島・交通政策課 経営政策課 人権推進課
 国スポ・障スポ推進課 危機管理課 職員課 国民健康保険課
 生活環境課 なんでも総合相談センター こども保育課
 おやこ保健福祉課 健康長寿課 総合農政課 歴史・文化都市推進課
 都市計画課 土木課 建築住宅課 各総合支所の市民サービス課
 選挙管理委員会事務局 学校支援課 学校教育課
 アスリートタウン推進課 社会教育課 文化財・市史編さん課 警防課

(2) 障がい者プラン策定会

ワーキンググループが策定した原案の審査を行うために、次のとおり障がい者プラン策定会を設置しています。

○委員長

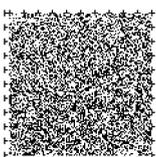
障がい福祉課長

○委員

ワーキンググループに属する 28 課所の長

(3) 障がい者プラン懇話会

障害者基本法に基づき、延岡市障がい者プランの策定に当たり、障がい者その他の関係者の意見を聴くために障がい者プラン懇話会を設置しています。延岡市障がい者プラン懇話会規則第 2 条第 1 項の規定に基づき、17 人の委員で組織しています。



2 市民等の意見の反映

障がい者プランに市民の皆さんの意見を広く反映させるため、障がい者プラン懇話会からの意見聴取に加え、次の取組を行っています。

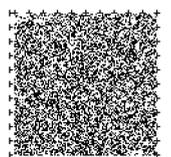
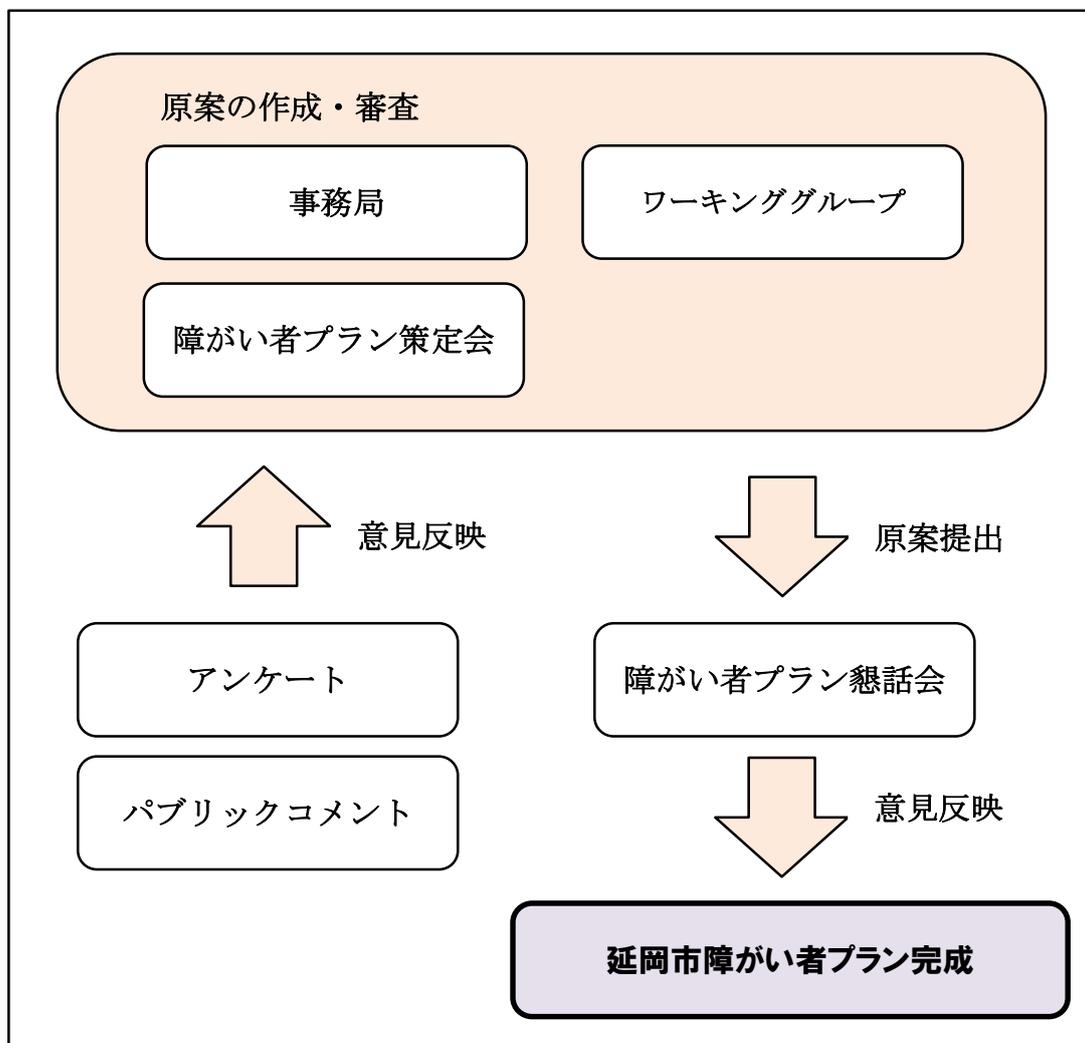
(1) アンケート

障がい者プランの策定作業に先立ち、障がい者本人、その支援者、事業所に対し、それぞれアンケート調査を行っています。

(2) パブリックコメント

障がい者プランの原案について、広く市民等を対象にパブリックコメントを行っています。

計画策定の体制図



5

基本理念（基本的な考え方）

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域でともに安心して暮らせる共生社会の実現を目指すことを基本理念とします。

6

基本指針（目標とするところ）

延岡市長期総合計画でも掲げている4つの施策の基本的方向に基づき、誰もが安心して暮らすことのできる住みよいまちづくりを目指します。

（1）地域で共に暮らせる社会づくり

障がい者が自立した生活を送るための就労支援や社会参加の促進、障がい者への理解促進・差別解消に取り組めます。

（2）早期療育体制の整備

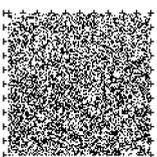
障がいや発達等に何らかの支援が必要なこどもの早期把握に努め、早い時期からの療育を実施しながら身体の機能回復や心身の発達支援に取り組めます。

（3）障がい福祉サービスの充実

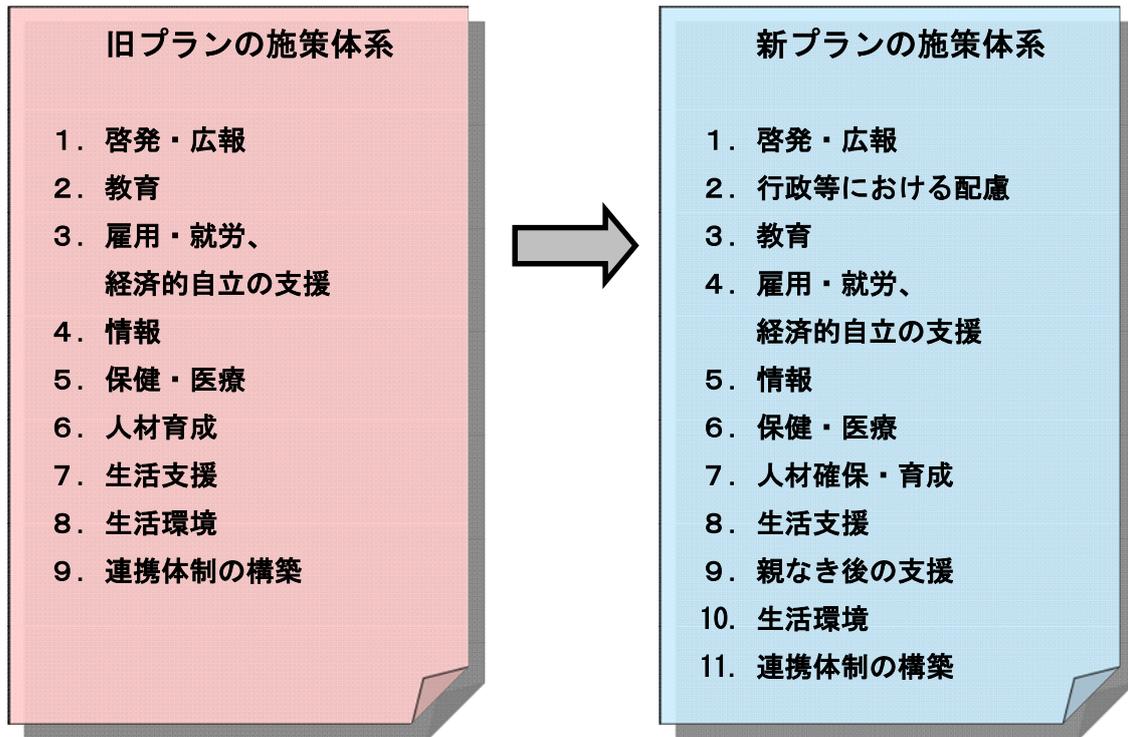
サービス等利用計画に基づく最適な障がい福祉サービスの提供に努めるとともに、地域生活への移行に向けた受け皿づくり等の障がい福祉サービスの充実に取り組めます。また、障がい者の多様なニーズに対応するため、障がい福祉サービスの量的・質的向上に取り組めます。

（4）生活環境及び相談支援体制の整備

グループホーム等による居住の場の確保や、関係機関との連携による相談支援体制の整備に取り組めます。



(1) 施策体系の見直し

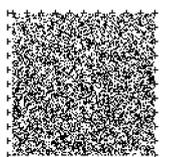


今回策定するプランでは国の「障害者基本計画」を基に旧プランの施策体系を見直し、「人材育成」を「人材確保・育成」に拡大し、また、「行政等における配慮」「親なき後の支援」を新たに追加します。

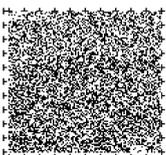
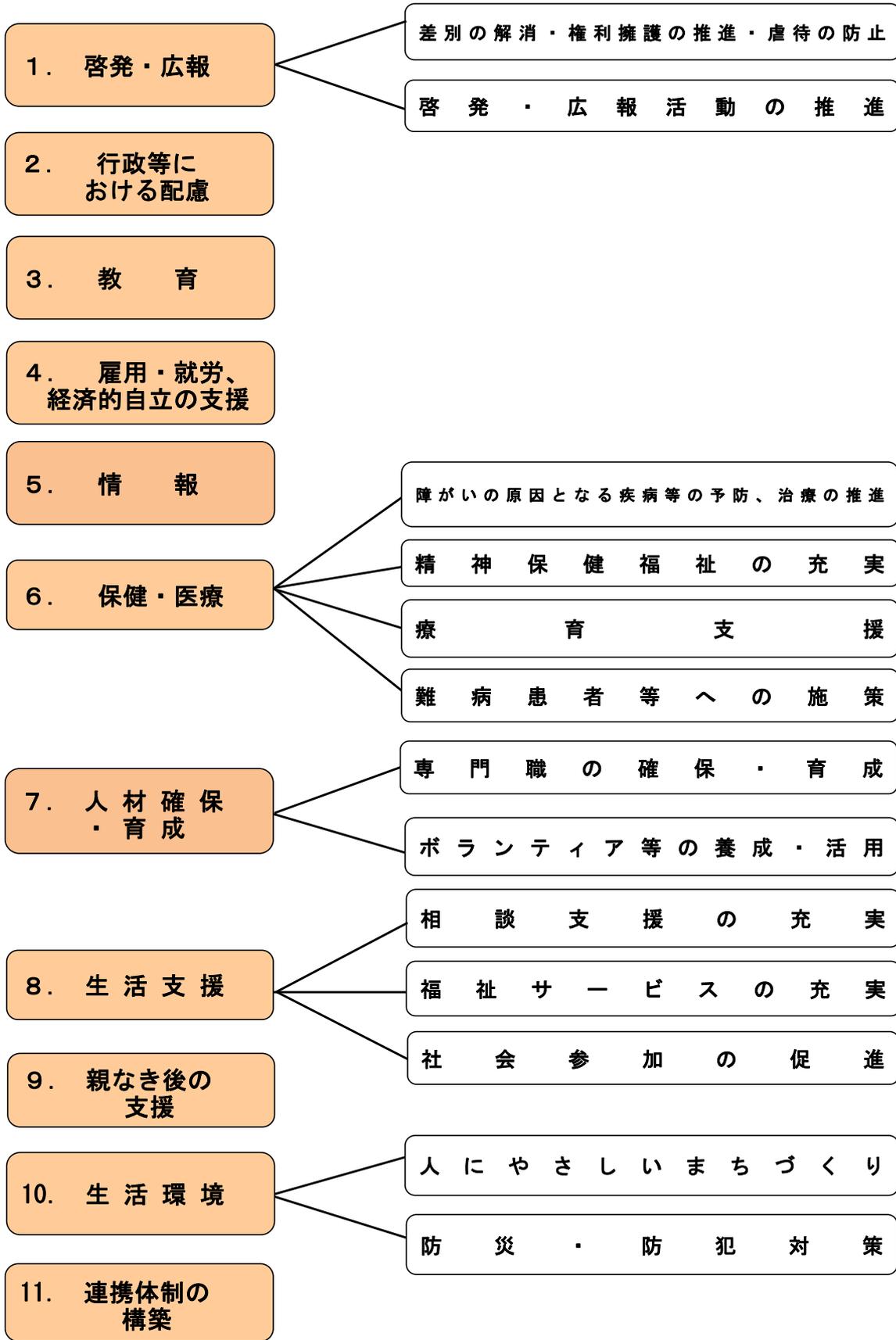
「人材確保・育成」については、障がいサービス事業所における人材不足が深刻化しており、市内の事業所から人材の確保に苦慮する声が聞かれていることから、取組をさらに充実・強化していきます。

「行政等における配慮」については、共生社会の実現に向けて障がい者がその権利を円滑に行使できるよう環境の整備や合理的配慮の提供が必要とされており、行政においても必要な取組を進めていきます。

「親なき後の支援」については、障がい者が家族からの支援を受けられない状況に陥った時の生活のため、親なき後の暮らし支援策について各種取組を進めていきます。



(2) 施策体系図



障がい者

障害者基本法第2条第1項により「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されている。

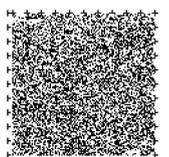
（１）身体障害者手帳所持者

令和6年度の身体障害者手帳所持者は5,833人で、令和元年度に比べ809人減少しています。この減少状況を障害種別で比較すると、割合では「音声・言語・そしゃく」の17.5%減、人数では「肢体不自由」の530人減が最も大きくなっています。

身体障害者手帳所持者数（障害種別）

各年度4月1日現在（単位：人）

障害種別	令和元年度			令和6年度		
	18歳以上	18歳未満	計	18歳以上	18歳未満	計
視覚	370	4	374	319	3	322
聴覚・平衡	557	15	572	539	10	549
音声・言語・そしゃく	78	2	80	66	0	66
肢体不自由	3,141	65	3,206	2,614	62	2,676
心臓	1,678	13	1,691	1,464	7	1,471
呼吸器	32	2	34	29	1	30
腎臓	475	0	475	494	0	494
ぼうこう・直腸	186	2	188	199	4	203
小腸	0	0	0	0	0	0
肝臓	12	2	14	10	2	12
免疫機能	8	0	8	10	0	10
合計	6,537	105	6,642	5,744	89	5,833



また、この減少状況を障害等級で比較すると、割合では「5級」の18.2%減、人数では「4級」の349人減が最も大きくなっています。

身体障害者手帳所持者数（等級）

各年度4月1日現在（単位：人）

年 度 等 級	令和元年度			令和6年度		
	18歳以上	18歳未満	計	18歳以上	18歳未満	計
1級	1,899	51	1,950	1,754	40	1,794
2級	863	27	890	729	27	756
3級	806	9	815	723	9	732
4級	2,138	8	2,146	1,792	5	1,797
5級	430	5	435	351	5	356
6級	401	5	406	395	3	398
合 計	6,537	105	6,642	5,744	89	5,833

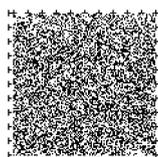
（2）療育手帳所持者

令和6年度の療育手帳所持者は1,367人で、令和元年度から微増となっています。年齢区分と障害の程度で比較すると、「18歳以上」では中度や軽度の方が増加し、「18歳未満」では最重度・重度や中度の方が減少しています。

療育手帳所持者数

各年度4月1日現在（単位：人）

年 度 障害の 程度	令和元年			令和6年		
	18歳以上	18歳未満	計	18歳以上	18歳未満	計
A（最重度・重度）	463	76	539	473	62	535
B1（中度）	388	48	436	424	36	460
B2（軽度）	220	106	326	260	112	372
合 計	1,071	230	1,301	1,157	210	1,367



(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者

令和6年度の精神障害者保健福祉手帳所持者は977人で、令和元年度に比べ167人増加しています。等級で比較すると、「1級」が減少しているのに対し、「2級」は73人・14.3%の増加、「3級」は100人・43.1%の増加と、等級が下がるにつれて手帳所持者が増加しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数

各年度4月1日現在（単位：人）

等級	年度	令和元年度	令和6年度
1級		67	61
2級		511	584
3級		232	332
合計		810	977

(4) 難病患者

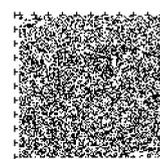
特定医療費（指定難病）受給者証所持者数は令和5年度で924人（対象疾病：338疾病）となっています。対象疾病数は年々増加しており、平成30年度から7疾病の増加、受給者証所持者数も49人増加しています。

特定医療費（指定難病）受給者証所持者数

各年度3月31日現在

年度	平成30年度	令和5年度
所持者数	875人	924人
対象疾病数	331疾病	338疾病

出典：延岡保健所業務概要



また、この増加状況を疾患群別で比較すると、循環器疾患・消火器疾患・視覚疾患以外の疾患群は全て増加しており、聴覚・平衡機能疾患の17人増が最も大きくなっています。

特定医療費（指定難病）受給者証所持者数（疾患群別）

各年度3月31日現在（単位：人）

年 度	平成 30 年度	令和 5 年度
神経・筋疾患	297	305
代謝疾患	4	12
染色体・遺伝子異常	0	2
免疫疾患	175	181
循環器疾患	20	20
消化器疾患	164	162
内分泌疾患	25	28
血液疾患	29	33
腎・泌尿器疾患	21	24
呼吸器疾患	39	43
皮膚・結合組織疾患	12	16
骨・関節疾患	47	55
聴覚・平衡機能疾患	3	20
視覚疾患	39	23
合計	875	924

出典：延岡保健所業務概要を難病情報センターの疾患群別に延岡市で集計

（５）小児慢性特定疾病患者

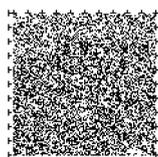
小児慢性疾病のうち、治療が長期にわたり児童の健全な育成を阻害する特定疾病の患者数は令和5年度に135人と平成30年度から11人減少しています。

小児慢性特定疾病医療助成給付人数

各年度3月31日現在（単位：人）

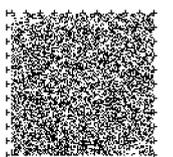
年 度	平成 30 年度	令和 5 年度
給付人数	146	135

出典：延岡保健所業務概要



第2章 各論

(障がい福祉施策推進のための具体的事項)



1 啓 発 ・ 広 報

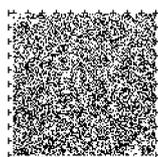
(1) 差別の解消・権利擁護の推進・虐待の防止

現状と課題

平成 28 年に「障害者差別解消法」が施行され、障がいを理由とする差別の解消を推進するために、行政機関や民間事業者には「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮」の提供が義務付けられています。本市はこれを受けて「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する延岡市職員対応要領」を定め、まずは市役所窓口での対応改善等を行っています。

また、平成 24 年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」）が施行されたことに伴い、本市は障がい福祉課で市町村障害者虐待防止センターの業務を行っており、北方、北浦、北川総合支所市民サービス課でも虐待に関する通報や届出を受け付けています。同センターの業務開始以後、毎年虐待に関する相談や通報を受けており、その都度必要な対応を行ってききましたが、虐待の未然防止、早期発見・早期対応、虐待を受けた障がい者の保護や自立支援、虐待した養護者の支援については取組をさらに強化する必要があります。

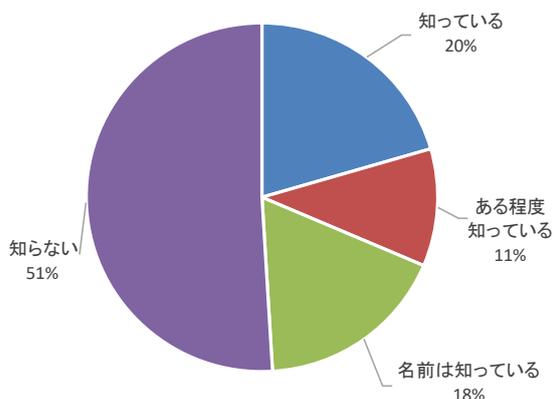
さらに、障がい者の権利擁護を推進するため、令和元年 10 月に成年後見制度に関する相談対応や申立支援等を行う中核機関である「延岡・西臼杵権利擁護センター」を設置し、成年後見制度の普及啓発と利用支援を行っています。障がいを理由として制度利用が必要になった場合、適切に成年後見制度を活用できるように、制度の周知や関係機関との連携を進める必要があります。



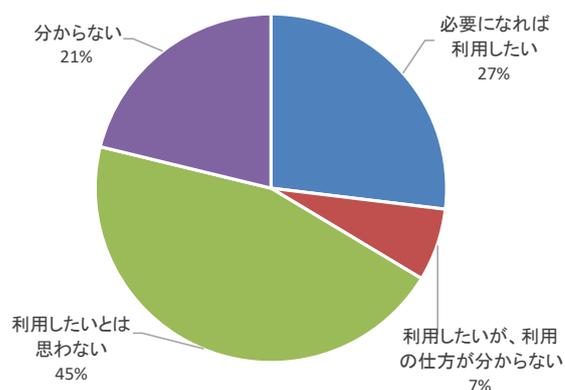
●アンケート結果より

(※令和6年9月に実施した障がい福祉に関するアンケートによる。概要は80ページ参照)

【問】成年後見制度について知っていますか。(n=312)

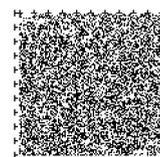


【問】成年後見制度を利用したいと思いますか。(n=104)



施策目標

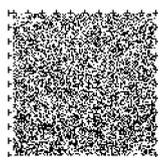
- ① 障害者差別解消法における行政機関等での合理的配慮を実施し、障がい者差別解消の意識の浸透を図ります。
- ② 関係機関との連携を図り、障がい者の虐待防止に取り組みます。また、市町村障がい者虐待防止センターの機能をより一層充実させるため、職員の資質の向上に努めます。
- ③ 成年後見制度の周知に努めるとともに、制度の適切な利用に向けて関係機関と連携を図ります。



施策展開

障がい者への差別を解消し、権利擁護を推進するため、以下の施策を推進します。

施策	概要
行政機関における障がい者理解の促進 (再掲 P.23)	本市職員の障がい及び障がい者への理解を促進するため、平成28年に策定した「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する延岡市職員対応要領」及び令和元年に制定した「延岡市すべての市民の人権が尊重されるまちづくり条例」を周知する取組を行う。
行政機関における配慮 (再掲 P.23)	事務事業の実施や窓口業務において、障害者差別解消法に基づき、障がい者が必要とする社会的障壁の除去の実施について合理的配慮を行う。 また、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮を的確に行うため、本市の施設全般にわたって構造の改善、設備の整備等、バリアフリーの施設整備を推進する。
市町村障がい者虐待防止センター	基幹相談支援センターや相談支援事業所等の関係機関と連携し、障がい者虐待の未然防止、早期発見、早期対応を行うとともに、虐待に関する通報等の受理、相談、指導、広報等を行う。また、虐待に関する研修等に参加し、職員の資質の向上を図る。
障がい者緊急措置事業 (再掲 P.57)	虐待等のやむを得ない事由により介護給付費等の支給を受けることが著しく困難であると認められる障がい者に対し、職権をもって必要な福祉サービスの提供を行う。
権利擁護関係機関との連携	延岡・西臼杵権利擁護センターや延岡市社会福祉協議会、宮崎家庭裁判所延岡支部と定期的に情報共有や意見交換を行う。
成年後見制度利用事業 (再掲 P.57)	成年後見制度の利用が有効と認められるケースにもかかわらず、親族の不在等で申立てができない場合に、市長が審判申立を行う。 [令和5年度実績] 申立件数5件
成年後見制度の周知	本市が発行する広報紙等で、成年後見制度について周知する。 [令和5年度実績] 成年後見制度を知っている割合49% [令和11年度目標] 成年後見制度を知っている割合60%



(2) 啓発・広報活動の推進

現状と課題

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら地域でともに安心して暮らせる社会を実現するためには、あらゆる場で、障がいや障がい者への理解を深めるための啓発や広報活動が必要です。国においても、共生社会の実現の柱の1つとして「心のバリアフリー」を掲げ、障がい者への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるとしています。

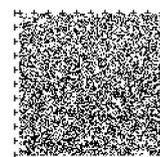
本市では、国が定める12月3日から9日までの障害者週間に、「障がい者週間記念行事事業」として、障がい福祉に関する講演会等を開催し、市民に対して、障がいへの正しい理解とノーマライゼーションの理念の普及を図っています。また、障がい者団体等が主催する広報活動やイベント等に対しても後援を行っています。

しかし、まだ市民の障がい者への理解は十分とは言えず、難病や発達障がい、高次脳機能障がいなど、外見からはわからなくても援助や配慮が必要な方が身に着けるヘルプマークなどについても、認知が不足している状況です。

心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合うことです。「ユニバーサルデザイン2020 行動計画」により、以下の3点が体现のポイントとされています。

- (1) 障害のある方への社会的障壁を取り除くのは責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- (2) 障害のある人への差別を行わないよう徹底すること。
- (3) 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、全ての人を抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。



＜主な啓発・広報活動＞

- 4月 自閉症や発達障がいに関する啓発展示
- 10月 ふれあい福祉まつり
- 12月 障がい者週間記念講演会
- 2月頃 延岡パラ・アート作品展

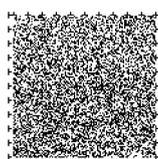
施策目標

- ① 啓発イベント等を継続的に主催・後援し、障がいや障がい者への理解促進及び人権尊重に努めます。
- ② 障がい者団体や市民団体との連携を図り、障がいの有無にかかわらず、人権尊重の啓発について総合的に取り組みます。
- ③ 障がいや障がい者への理解促進のため、各種広報媒体を積極的に活用し、啓発・広報活動を推進します。

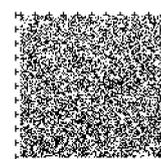
施策展開

市民に対して、障がいや障がい者への理解促進に努め、心のバリアフリーを実現するために、以下の施策を推進します。

施策	概要
延岡市手話等の普及及び利用促進事業	延岡市聴覚障害者協会に委託して、手話奉仕員の派遣を行う。講演会等の通訳のほか、学校や地域団体での手話に関する講座にも講師として派遣を行い、聴覚障がい者等の交流活動の促進並びに障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進を図る。



施 策	概 要
自閉症や発達障がいに関する啓発展示	「世界自閉症啓発デー」(4/2)、「発達障害啓発週間」(4/2～4/8)について、広報のべおかや電光掲示板での周知を行うとともに、自閉症等の発達障がいに関する啓発を図書館等で行う。
障がい者週間記念行事事業	<p>障害者週間(12/3～12/9)に、障がい福祉分野で活躍する個人や団体を招いて講演会等を開催する。</p> <p>また、障がいに関する作品や図書の展示も併せて行う。</p> <p>[令和 5 年度実績] 参加者数 209 人 [令和 11 年度目標] 参加者数 250 人</p>
延岡パラ・アート作品展	<p>障がい者の生きがいを創出することや、自立と社会参加を促すとともに共生型社会に向けた啓発を目的とし、作品展を開催する。作品展は、例年2月頃にカルチャープラザのべおか内のアートギャラリーで開催し、サービス事業所や個人から集まった絵画や書・写真など約300点を展示する。</p> <p>[令和5年度実績] 来場者数 849 人</p>
延岡市ふれあい事業	<p>民間団体により例年10月に行われる「ふれあい福祉まつり」に補助を行う。ふれあい福祉まつりでは、福祉施設の販売コーナーや作品展、点字・手話の体験等を通して、障がい者への理解を促進している。</p> <p>[令和 5 年度実績] 参加者数 1,200 人 [令和 11 年度目標] 参加者数 2,000 人</p>
ヘルプマーク等の障がいにかかわるマークの周知	<p>外見からはわからなくても、援助や配慮が必要な人のためのヘルプマークなど、障がいに関する下記のマークについて、パンフレットやクリアファイルの配布、ポスターの掲示により周知を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルプマーク ・障がい者のための国際シンボルマーク ・盲人のための国際シンボルマーク ・耳マーク ・身体障がい者標識 ・聴覚障がい者標識 ・ほじょ犬マーク ・オストメイトマーク ・ハートプラスマーク
広報媒体等の活用	<p>各種広報媒体等を活用して、障がい者への理解促進のための啓発・広報活動を推進する。</p> <p>【広報媒体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報のべおか ・ケーブルテレビの市政放送 ・デジタルサイネージ ・市ホームページ及び SNS ・電光掲示板



2 行政等における配慮

現状と課題

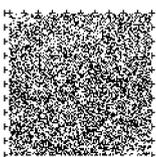
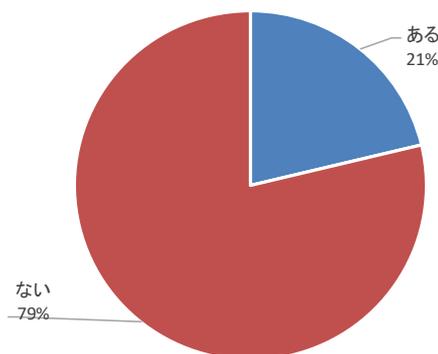
障害者差別解消法において、行政機関等での障がい者に対する不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供の義務が位置付けられており、本市ではこれに適切に対応するため平成28年に「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する延岡市職員対応要領」を策定しました。また、令和元年には「延岡市すべての市民の人権が尊重されるまちづくり条例」も制定しています。

行政機関における事務・事業の実施にあたっては、合理的配慮を的確に行うためのソフト・ハードの両面にわたる環境の整備や、行政情報の提供に当たつてのICTの利活用等の検討が必要とされています。

また、選挙に関しても、障がいの特性に応じて点字や音声、インターネット、ICT等を活用した情報提供の充実が求められており、投票所においても投票所のバリアフリー化や合理的配慮により、障がい者の投票の機会が確保されなければなりません。

障がい者とその権利を円滑に行使できるよう、行政手続や選挙等において必要な環境の整備や障がい特性に応じた合理的配慮の提供を行う必要があります。

【問】これまでに障がいがあることで、不当な扱いを受けたり、いやな思いをしたことがありますか。(n=315)



「延岡市すべての市民の人権が尊重されるまちづくり条例」の概要

(目的) 第1条

日本国憲法をはじめ、関係法律[※]の理念に基づき、部落差別をはじめ、女性、子ども、障がい者、高齢者、外国人、性的少数者などへのあらゆる差別[※]を解消し、すべての市民の人権が尊重される社会の実現を目指すことを目的としています。

(基本理念) 第2条

すべての市民が等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであり、あらゆる差別の解消を図るための施策は、市民一人ひとりの理解を深めるよう努めながら行います。

※「関係法律」～平成28年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の3つの法律（人権三法）をはじめ、人権に関する全ての法律を含んでいます。

※「あらゆる差別」～上記の人権課題の他にも、HIV感染者・ハンセン病元患者等、情報化社会における問題、犯罪被害者等の様々な分野の人権課題を含んでいます。

(市の責務) 第3条

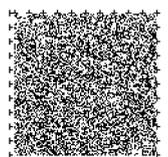
基本理念に基づいて、あらゆる差別の解消を図るための施策を行うとともに、市民の人権意識を高めるよう努めます。

(市民の責務) 第4条

基本理念に基づいて、お互いに基本的人権を尊重し、自らも人権意識を高めるよう努め、市が行う施策に協力します。

施策目標

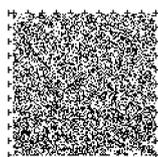
- ① 障がい者に対する不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供について、適切に対応することができるよう、市職員の障がい者理解の促進と合理的配慮の周知及び環境整備を推進していきます。
- ② 選挙において、障がい者がその権利を円滑に行使できるよう合理的配慮の提供を行っていきます。



施策展開

障がい者がその権利を円滑に行使できるよう、以下の施策を推進します。

施 策	概 要
行政機関における障がい者理解の促進 (再掲 P.17)	本市職員の障がい及び障がい者への理解を促進するため、平成 28 年に策定した「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する延岡市職員対応要領」及び令和元年に制定した「延岡市すべての市民の人権が尊重されるまちづくり条例」を周知する取組を引き続き行う。
行政機関における配慮 (再掲 P.17)	事務事業の実施や窓口業務において、障害者差別解消法に基づき、障がい者が必要とする社会的障壁の除去の実施について合理的配慮を行う。 また、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮を的確に行うため、本市の施設全般にわたって、構造の改善、設備の整備等、バリアフリーの施設整備を推進する。 ・ これまでに障がいがあることで、不当な扱いを受けたり、いやな思いをしたことがある割合 [令和 5 年度実績] 21% [令和 11 年度目標] 15%以下
選挙における配慮	選挙公報の CD や音声コード等による音声版、拡大文字版又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、ICT の進展等も踏まえながら、障がい特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実を図る。 移動に困難を抱える障がい者に配慮した投票所のバリアフリー化、障がい者の利用に配慮した投票設備の設置、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、障がい者が障がい特性に応じて、自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、投票の秘密に配慮した代理投票を適切に実施する。また、選挙人を介護する者など投票管理者が認めた者は投票所に入ることができることの周知を図る。 指定病院等や、郵便による不在者投票の適切な実施により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がい者の投票機会の確保を図る。 障がいのある個々のこどもに応じた、主権者教育の充実を図る。



3 教 育

現状と課題

障がい児の自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援するためには、その視点に立ち、環境の整備を進めつつ、個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用を通じて、保育所、幼稚園、小・中学校等に在籍する障がい児が合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けられるインクルーシブ教育システム^{*}を構築する必要があります。また、国では、障がい者の生涯学習に目を向け、学校卒業後における学びの場に関し合理的配慮の観点からの見直しを図るとともに、今後、調査・研究を行いながら推進していくこととしています。

本市では、ことばの発達の気になる幼児を対象とした「延岡市幼児ことばの教室」をはじめ、保育所等での障がい児保育、児童福祉法に基づく障がい児通所支援や相談支援等により、ニーズに対応した支援を行っています。また、延岡市教育支援委員会との連携を図り、早期からの教育相談の機会を設定し、障がいの状況や保護者の意向を十分に把握しながら、障がい児の就学先について助言・指導を行っています。

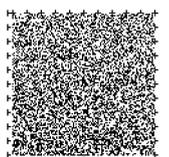
小・中学校では、特別支援学級や通級指導教室を通して、障がいの種類や程度、こどものニーズ等に応じた教育支援を行っています。また、小・中学校と特別支援学校、通常の学級と特別支援学級、特別支援学校に在籍する児童生徒が地域の小・中学校で行う居住地校交流などの交流及び共同学習を推進することで、障がいの有無にかかわらず相互に人格を尊重し合う意識づくりに努めています。

さらに、特別支援教育支援員の数を令和元年から令和5年の間で1.25倍に増やすなど、教育環境を飛躍的に向上させてきたことから、今後もこのような考えのもと各学校における教育環境の向上を進めていきます。

環境整備としては、個別に障がいによる教育的ニーズのあるこどもに対し、特別支援教育支援員を配置することで人的な学習環境を整えるほか、物的な学習環境の改善のため施設のバリアフリー化に努めています。

今後は、障がい児保育や相談支援体制等の一層の充実を図り、障がい児に対して、その特性や教育的ニーズに最も的確に応える保育や教育を提供し、連続性のある多様な学びの場の充実を図る必要があります。

また、学校卒業後の生涯にわたる学びの場や担い手となる人材の育成等の環境整備に向け、調査・研究を行う必要があります。



インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な機能等を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組み。

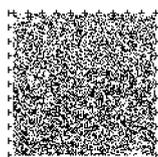
施策目標

- ① 延岡市教育支援委員会をはじめ関係機関との連携を図り、早期からの就学相談・支援及び生涯学習を推進します。
- ② こどものニーズに応じた教育支援を行うため、幼児ことばの教室、通級指導教室の充実を図ります。
- ③ それぞれのこどもの発達程度、適応の状況を勘案しながら、学校教育の充実を図るために特別支援教育支援員の充実を図ります。
- ④ 障がい児を支援する校内支援体制の整備のため、関係機関と協力して研修等を行い、組織的に教職員の指導力向上に努めます。
- ⑤ 障がい児が安全で安心して学校生活を送ることができるように、校舎等の施設のバリアフリー化を推進します。

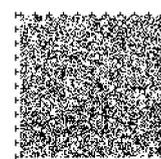
施策展開

関係機関との連携のもと、障がい児のニーズに応じた教育支援のために、以下の施策を推進します。

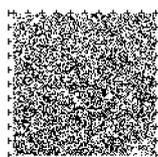
施策	概要
障がい児保育事業	保育を必要とする障がい児を保育所等に受け入れることで、他のこどもも含めた集団の中での成長・発達を支援していく。今後も事業を継続して実施し、必要とする全てのこどもの受入れを目指す。 [令和5年度実績] 実施施設数 15 か所、受入児童数 24 人



施 策	概 要
就学時健康診断	<p>学校保健安全法第 11 条に基づき、小学校入学児を対象に、健康診断及び知能検査を実施し、その結果を活用して適正な就学を支援する。</p> <p>[令和 5 年度実績] 受診率 97.7% [令和 11 年度目標] 受診率 100%</p>
児童生徒健康診断	<p>学校保健安全法第 13 条に基づき、毎年定期的に、学校における児童生徒の健康診断を実施し、その結果に基づいて疾病の予防措置や治療の勧告などを行い、児童生徒の健康保持増進の充実を図る。</p> <p>[令和 5 年度実績] 全校での実施率 100% [令和 11 年度目標] 全校での実施率 100%</p>
<p>教育支援委員会 (教育支援委員会設置 条例)</p>	<p>就学に関する行政や関係機関との協議、保護者との教育相談等を通して、児童及び生徒に対する適切な教育上の支援に必要な事項についての調査及び審議を行う。</p> <p>[令和 5 年度実績] 幼児児童生徒相談件数 123 件 (希望者の相談実施率 100%)</p>
共生社会を目指す 生涯学習推進事業	<p>学校卒業後の障がい者の生涯にわたる学びの充実を通して「誰もが、共に学び、生きる共生社会の実現」を図るため地域の関係機関と連携して生涯学習支援体制の構築を図る。</p> <p>[令和 5 年度実績] 生涯学習講座実施回数 3 回 (参加者 184 人)</p>
<p>就学支援事業 (特別支援教育就学奨励費 補助)</p>	<p>小・中学校において対象となる下記の保護者の経済的負担を軽減するため、必要な経費について援助を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者 ・通常学級に在籍しており学校教育法施行令第 22 条の 3 の障がいの程度にある児童生徒の保護者 <p>[令和 5 年度実績] 小学校 105 人、中学校 29 人</p>
幼児ことばの教室設置 事業	<p>ことばの発達に支援を必要とする幼児に早期に対応し、個々に応じた指導内容・方法を作成、実施する。</p> <p>[令和 5 年度実績] 利用児童数 52 人</p>



施 策	概 要																
通級指導教室 (国の事業)	<p>小・中学校の通常の学級に在籍している、障がいにより一部特別な支援を必要とする児童生徒に対して、障がいの状態に応じて個別の指導を行う。</p> <p>[令和5年度設置実績] 小学校6校7教室(情緒2教室、LD・ADHD3教室、言語2教室) 中学校3校3教室(LD・ADHD3教室)</p>																
特別支援教育・ 学習活動サポート事業	<p>障がいにより学校生活に支援を必要とする児童生徒に対して、教育の充実を図るために、特別支援教育支援員を配置する。</p> <p>[令和5年度実績] 特別支援教育支援員45人(小18校、中6校)</p>																
特別支援教育に関する 教職員等の研修	<p>障がい児のニーズに応じた適切な教育支援を行うため、定期的に研修を実施する。全教職員に対する特別支援教育の研修体制の充実を図るとともに関係機関との連携を深める。</p> <p>[令和5年度実績]</p> <table border="0"> <tr> <td>市特別支援教育コーディネーター研修会</td> <td>1回/年</td> </tr> <tr> <td>市通級指導担当者会</td> <td>3回/年</td> </tr> <tr> <td>市特別支援教育支援員研修会</td> <td>1回/年</td> </tr> </table> <p>[令和11年度目標]</p> <table border="0"> <tr> <td>市特別支援教育コーディネーター研修会</td> <td>2回/年</td> </tr> <tr> <td>市通級指導担当者会</td> <td>4回/年</td> </tr> <tr> <td>市特別支援教育支援員研修会</td> <td>2回/年</td> </tr> <tr> <td>市特別支援学級担任研修会</td> <td>1回/年</td> </tr> </table>	市特別支援教育コーディネーター研修会	1回/年	市通級指導担当者会	3回/年	市特別支援教育支援員研修会	1回/年	市特別支援教育コーディネーター研修会	2回/年	市通級指導担当者会	4回/年	市特別支援教育支援員研修会	2回/年	市特別支援学級担任研修会	1回/年		
市特別支援教育コーディネーター研修会	1回/年																
市通級指導担当者会	3回/年																
市特別支援教育支援員研修会	1回/年																
市特別支援教育コーディネーター研修会	2回/年																
市通級指導担当者会	4回/年																
市特別支援教育支援員研修会	2回/年																
市特別支援学級担任研修会	1回/年																
学校施設 バリアフリー化事業	<p>校舎を建て替える際に、施設のバリアフリー化に取り組み、既存の学校については、障がい児が在学する学校を優先し、段差解消や手すりの設置、専用トイレの設置等のバリアフリー化を図る。「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、施設整備を推進する。</p> <p>[令和5年度実績]</p> <table border="0"> <tr> <td>多目的トイレ設置</td> <td>: 設置率68%</td> </tr> <tr> <td>エレベーター設置</td> <td>: 小学校1校</td> </tr> <tr> <td>床段差解消</td> <td>: 小学校2校</td> </tr> <tr> <td>手すり設置等</td> <td>: 中学校1校</td> </tr> </table> <p>[令和11年度目標]</p> <table border="0"> <tr> <td>多目的トイレ設置</td> <td>: 設置率100%</td> </tr> <tr> <td>エレベーター設置</td> <td>: 小学校1校、中学校1校</td> </tr> <tr> <td>床段差解消</td> <td>: 小学校3校、中学校3校</td> </tr> <tr> <td>手すり設置等</td> <td>: 小学校3校、中学校3校</td> </tr> </table>	多目的トイレ設置	: 設置率68%	エレベーター設置	: 小学校1校	床段差解消	: 小学校2校	手すり設置等	: 中学校1校	多目的トイレ設置	: 設置率100%	エレベーター設置	: 小学校1校、中学校1校	床段差解消	: 小学校3校、中学校3校	手すり設置等	: 小学校3校、中学校3校
多目的トイレ設置	: 設置率68%																
エレベーター設置	: 小学校1校																
床段差解消	: 小学校2校																
手すり設置等	: 中学校1校																
多目的トイレ設置	: 設置率100%																
エレベーター設置	: 小学校1校、中学校1校																
床段差解消	: 小学校3校、中学校3校																
手すり設置等	: 小学校3校、中学校3校																



4 雇用・就労、経済的自立の支援

現状と課題

障がい者が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるとの考え方のもと、障がい者がその適性に依りて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、就労支援の担い手の育成等を図る必要があります。

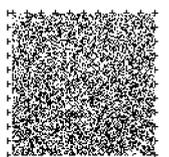
また、障害者の雇用の促進等に関する法律に定められた「障害者法定雇用率^{*}」は、令和6年4月に民間企業にあつては2.5%に、国や地方公共団体にあつては2.8%に引き上げられ、企業、国、地方公共団体により一層の障がい者雇用が求められています。

本市では、行政機関をはじめ市内の企業の理解と協力を得ながら、障害者法定雇用率の達成に努めるとともに、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターと連携を図り、障がい者の就労支援・相談に応じています。また、障がいの特性に応じた就労及びその訓練を支援するため、就労移行支援事業や就労継続支援事業のサービスを提供しています。さらに、令和4年7月に「延岡市ワークステーション」の設置、令和5年度には「障がい者雇用倍増」と銘打って、①障がい者を雇用した中小企業等に対する延岡市障がい者雇用奨励補助金、②スーパーバイザー支援による企業に向けたアドバイス等、③一般企業・福祉事業所向けや当事者に向けた障がい者雇用に関するセミナーを開始し、就労機会の拡大や安定雇用を推進しています。

特に、令和4年に神奈川県鎌倉市及び岡山県総社市と障がい者雇用の推進に関する包括連携協定を締結しましたが、両市の障がい者雇用数を人口との比較で考えてみても、本市は少なくとも本計画期間中に倍増させることが必要です。

また、近年では農業分野での活躍を通して障がい者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現していく取組として農福連携^{*}が注目されており、このような取組も推進しながら障がい者の多様な就業の機会の確保に努めています。

今後も公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター、就労移行・継続支援事業所等の関係機関との連携を図りながら、企業や市民の障がい者雇用についての理解を深め、障がい者の雇用の場を確保・拡大していく必要があります。



障害者法定雇用率

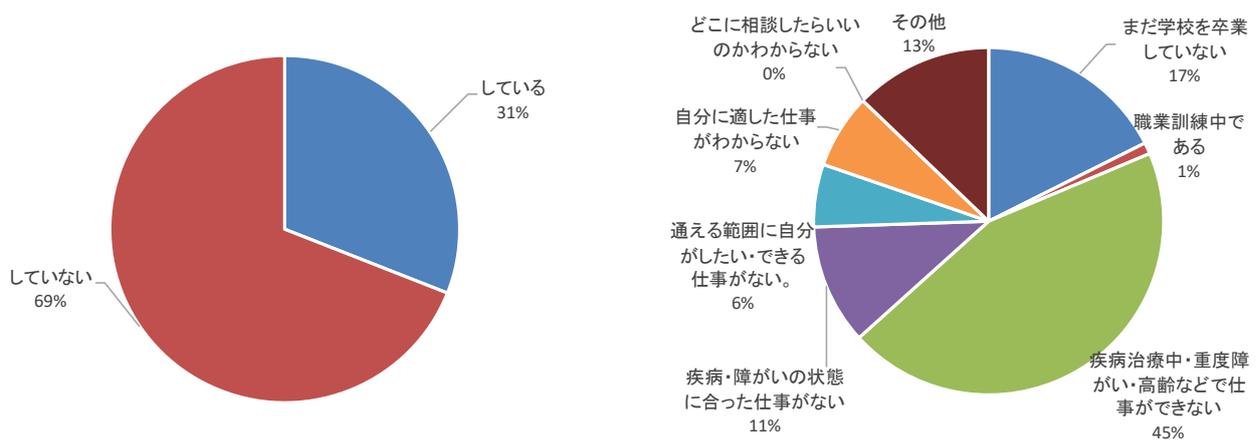
障害者の雇用の促進等に関する法律に定められており、事業主は、障害者法定雇用率以上の身体・知的・精神障がい者を雇用しなければならない。令和6年度現在、民間企業は2.5%、国、地方公共団体、特殊法人等は2.8%、都道府県等の教育委員会は2.7%となっている。

平成30年4月1日からは、法定雇用率の算定基礎対象に精神障がい者が追加された。

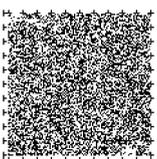
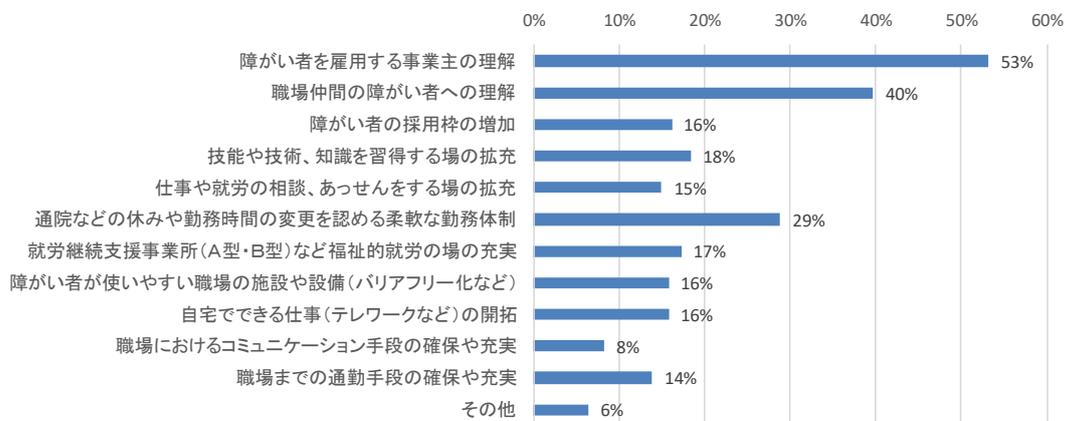
農福連携

障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。農福連携に取り組むことで、障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もある。

【問】仕事をしていますか。(就労継続支援事業所A型・B型を含む) (n=329) 【問】仕事をしていない主な理由は、次のうちどれですか。(n=140)



【問】障がい者が仕事をするために、どんな環境や条件整備が必要だと思いますか。(n=267)



○障がい者雇用の推進に関する包括連携協定を結んでいる
神奈川県鎌倉市・岡山県総社市との比較

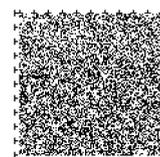
	人口	障がい者雇用者数
延岡市	118,286 人	640 人
鎌倉市	172,669 人	1,896 人
総社市	69,602 人	1,264 人

※令和4年度実績

[比較結果] 延岡市は鎌倉市及び総社市と比べて、人口と比較して障がい者雇用が少ない状況にあります。その一因として、例えばA型事業所の数が少ないことが考えられます。

施策目標

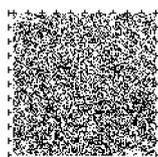
- ① 障がい者雇用に令和4年度の640人から本計画期間中に倍増させることを目指します。そのために必要な支援制度などを実施していきます。
- ② 公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターと連携して、就職や職場定着を支援し、雇用に関する各種助成制度を周知するとともに、一般企業に対し「延岡市ワークステーション」の取組など情報提供に努めます。
- ③ 障がい者の能力や特性に応じた雇用の確保について、事業主に理解と協力を求め、障害者就業・生活支援センター、就労系サービス提供事業所、学校等との連携を図りながら、障害者法定雇用率の達成に向けた障がい者の就労を促進します。
- ④ 関係機関と連携し、農福連携等の障がい者の新たな就業の機会の創出に取り組み、障がい者の所得向上や自立した生活等の支援を図ります。



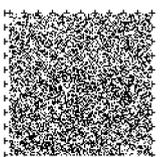
施策展開

関係機関との連携のもと、障がい者の就労支援のため、以下の施策を推進します。

施策	概要
障がい者雇用倍増実現事業 (再掲 P.65)	障がい者の就労機会の確保や就労収入向上を推進するため、①雇用奨励補助金の支給、②スーパーバイザー支援、③障がい者雇用に関するセミナー、④共同受注窓口の体制整備、を実施する。 [令和 5 年度実績] 市内の障がい者雇用者数 640 人 [令和 11 年度目標] 市内の障がい者雇用者数 1,280 人
障がい者雇用奨励補助金	障がい者雇用の促進及び就労の定着を支援するため、障がい者を雇用した中小企業、就労継続支援事業所 A 型及び B 型に対し、雇用奨励補助金を支給する。
公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターとの連携	自立支援協議会を通して情報交換等を行うとともに、就業・生活上の支援を要する障がい者を、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターに案内し適切な支援に繋げる。
延岡市ワークステーションの活用 (再掲 P.65)	障がい者の職業体験の機会を創出し、同時に行政の仕事を担ってもらうことにより、障がい者雇用の促進と併せて行政改革の推進にもつなげるよう令和 4 年 7 月に「延岡市ワークステーション」を設置した。ワークステーションを運営する中で把握することができた、障がい者就労定着に向けた具体的な課題やその対応策などについて、一般企業に対し積極的に情報を提供しながら、市内全体での障がい者雇用を促進する。
就労移行支援事業	一般就労等へ向けて一定期間、職場体験活動等の機会の提供や適性に合った就労先の選定、また、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、就職後の職場への定着のために必要な相談や支援を行う。



施 策	概 要
就労継続支援事業	<p>(A型事業所) 一般就労が困難な人について、雇用契約に基づく生産活動等の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練や支援を行う。</p> <p>(B型事業所) 一般就労が困難な人について、雇用契約を結ばない形での生産活動等の機会を提供するとともに、一般就労に向けた知識及び能力の向上のための訓練や支援を行う。</p>
就労選択支援事業	<p>障がい者本人が自分の働き方を考えることをサポート（考える機会の提供含む）するとともに、就労継続支援を利用しながら就労に関する知識や能力が向上した障がい者には、本人の希望も重視しながら、就労移行支援の利用や一般就労等への選択の機会を適切に提供する。</p>
就労支援アンテナ ショップ (ご延 DE マルシェ)	<p>市役所本庁舎1階の市民スペースを販売の場として提供し、市内の福祉事業所が作っている製品や食品の販売を行う。</p>
農福連携等多様な人材 を活用した労働力支援 事業	<p>農業従事者の高齢化等に伴う労働力不足の解消と障がい者の就業機会の提供を目的に、多くの労力を要する植え付けや収穫作業などの農繁期に、一時的、短期的に労働力を確保する仕組みづくりを進める。</p>



5 情 報

現状と課題

手話、要約筆記、点字、音訳など特性に応じた意思疎通手段を利用する障がい者が地域社会で生活していくためには、それぞれの意思疎通手段の技術を身につけた通訳者等の支援が必要です。また、障がい者自らが、情報を取得・利用しやすい環境を整備することが求められています。

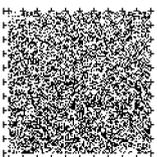
本市においては、令和2年6月に「延岡市手話の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例」を制定し、手話の普及を図るとともに、コミュニケーション支援者にあたる手話奉仕員の派遣等を行っています。

また、「広報のべおか」の点字版の作成や点字の行政文書の作成等により、視覚障がい者への情報提供に配慮を行っているほか、災害情報メールの発信（災害情報を文字で通知）や、聴覚障がい者等が緊急時にインターネットを利用して通報できる NET119 の活用を図っています。

今後も引き続き障がいの特性に応じた情報発信や意思疎通手段の普及・利用促進に努めていく必要があります。

施策目標

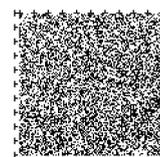
- ① 手話奉仕員等を派遣することで、障がい者が情報を取得しやすい環境を整備します。
- ② 延岡市点字図書館について、情報収集・提供の場としての施設機能の充実を図ります。
- ③ 障がいの特性に応じた情報通信機器の普及や、NET119 等の意思疎通手段の普及・利用促進に努めます。



施策展開

障がい者が必要な情報に円滑にアクセスできるよう、また、円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、以下の施策を推進します。

施策	概要
手話奉仕員派遣事業・ 要約筆記奉仕員派遣事業 (再掲 P.62)	聴覚、音声・言語機能障がい者の日常生活上のコミュニケーション支援を行うために、延岡市聴覚障害者協会に委託して手話奉仕員等を派遣する。 [令和5年度実績] 派遣回数 209回(手話 195回、要約筆記 14回) [令和5年度実績] 手話奉仕員新規登録者数 27人 [令和11年度目標] 手話奉仕員新規登録者数 30人(再掲 P.50)
点字・声の広報等 発行事業	視覚障がい者に正確な情報を提供し、その社会参加と福祉の増進を図るため、延岡愛盲協会に委託して広報のべおか等の点字化や音声化を行う。
点字図書館・盲人 ホーム管理委託事業	視覚障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、延岡愛盲協会に延岡市点字図書館及び盲人ホームの管理を委託し、点字図書・録音図書の製作・収集・貸出等を行う。 [令和5年度実績] 図書貸出数 68,226冊(点字 1,020冊、録音 67,206冊)
延岡市立図書館での音声・ 拡大読書器の活用 (再掲 P.62)	パソコン・スマートフォン等を使用することが不可能な視覚障がい者の読書を通じた社会参加の促進を図るため、延岡市立図書館に設置した音声・拡大読書器を活用する。
障がい者等日常生活 用具給付事業 (再掲 P.44、46、56)	障がい者の日常生活の便宜を図るために、自立支援用具等の日常生活用具を給付する事業。コミュニケーションを支援する用具として、拡大読書器や点字タイプライターなどの「情報・意思疎通支援用具」がある。 [令和5年度実績] 給付件数 2,899件
NET119緊急通報 システム (再掲 P.73)	聴覚・言語機能の障がいや聴覚過敏等により音声での119番通報が困難な方がインターネット機能を使って円滑に消防への通報を行えるシステム。利用に当たっては事前登録が必要。



6 保 健 ・ 医 療

(1) 障がいの原因となる疾病等の予防、治療の推進

現状と課題

障がいは、病気や事故等の様々な原因で生じることから、生活習慣病等の発症予防や重症化を予防する取組が必要です。また、乳幼児期における疾病等については、早期把握や早期療育等のための様々な取組が求められています。

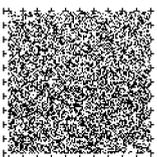
本市では、乳幼児から高齢者まで各ライフステージに応じた各種健（検）診や健康相談等を実施し、市民の健康保持・増進に努めています。

乳幼児については、要経過観察となっている乳幼児や育児不安のある保護者、保育施設等に必要な助言や支援を行っており、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備しています。また、県立こども療育センターの巡回療育相談や各関係機関との連携による相談・指導体制の充実を推進しています。

成人については、各種健（検）診や健康学習会等を通じて、生活習慣病予防や運動機能の維持・向上等の健康づくりを支援しています。

また、障害者総合支援法等に基づき、障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むため、障がいの軽減等に必要な医療についての助成を行っています。

今後は、市民一人ひとりの生活の質を向上させるため、健康診査・健康相談等を継続して推進し、障がいの原因となる疾病の予防、早期発見に努め、福祉サービスと連携した保健・医療サービスの提供体制の充実を図る必要があります。



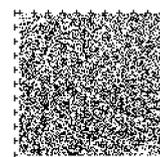
施策目標

- ① 障がいの原因となる疾病等の予防や早期発見・早期治療のために、今後
も継続して妊産婦や乳幼児の健康診査・健康相談を実施するとともに、健
診後のフォロー体制を確立し、福祉サービスと連携した保健サービスの提
供体制の充実を図ります。
また、成人に対しては、各種健（検）診の実施や受診勧奨、生活習慣改
善のための支援等を行い、市民の健康保持・増進を図ります。
- ② こころの健康に関する相談事業や相談窓口を周知し、こころの健康づく
りを支援します。
- ③ 障がい者の医療費助成事業等を継続して行い、安心して医療が受けられ
る環境整備に努めます。

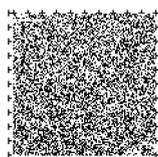
施策展開

健康診査・健康相談等を実施し、障がいの原因となる疾病等の予防と早期発
見に努めるとともに、障がい者の医療に係る負担を軽減するため、以下の施策
を推進します。

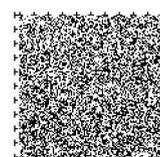
施 策	概 要
妊産婦・乳幼児健康 相談	妊産婦・乳幼児に関する問題点の早期把握や、早期療育の観点から 乳幼児の発育状況の観察、母親及び父親の育児に関する健康相談を 行う。
妊婦・乳児健康診査	妊婦においては妊娠高血圧症候群やその他の疾患、乳児においては 心身障がい等の異常を早期に把握し、適切な指導援助を行うことに より、妊婦や乳児の健康の保持増進を図る。 ・妊婦健診／妊娠期間に 14 回（多胎妊婦は 5 回追加）の助成 ・1 か月児健診の助成 ・乳児健診／前期健診（3～6 か月）と後期健診（7～11 か月） の助成



施 策	概 要
産婦健康診査	産後間もない母親のこころと体の健康保持や産後うつ予防、新生児への虐待予防等を図るため、健康診査を実施する。
未熟児養育事業	出生時の体重が2,000g以下またはその他の理由により、入院・養育の必要が認められた乳児の医療費の一部を公費で負担する。また、低体重児の届出、医療機関からの連絡により、養育上、訪問指導が必要な乳児の保護者を訪問し、保健指導を行う。
7か月児健康相談	7か月児の発育・発達状況を確認するとともに、保護者への育児等の適切な指導や助言を行うとともに、離乳食相談や歯科保健への意識向上を図るため、ブラッシング指導を行う。
幼児健康診査 (1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、5歳児健康診査)	幼児期において、身体発育、精神発達の面から重要な時期に健康診査を実施し、その結果(疾病やこどもの特性、発達の課題)に基づき、生活習慣、その他育児に関する保健指導や助言を行うとともに、就学までに必要な支援につなげる。また、育児不安や虐待ハイリスク等を早期に把握し支援につなげる。 また、令和7年度から新たに5歳児健康診査を実施する。
母子保健訪問指導	妊産婦や新生児、乳幼児等に対して、家族背景や家庭の状況に応じて適切な支援を行う。検査や健診等で発育や発達に不安のあるこどもに対しては、各専門機関と連携し、適切な関わり方の指導等を行い、望ましい環境となるよう支援する。また、ハイリスク妊婦や特定妊婦の訪問を充実させ、育児不安の軽減や虐待の予防に努める。
こども家庭サポートセンター(母子保健機能と児童福祉機能の一体的運営)	<p>【母子保健機能】 妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門職が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整等を行い、妊産婦・乳幼児等を切れ目なく支援する。</p> <p>【児童福祉機能】 こどもの自立を保障する観点から、妊娠期からこどもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援について母子保健機能と連携して一体的な支援を行うとともに、要保護児童対策地域協議会の調整やヤングケアラーへの支援強化等を関係機関と連携して行う。</p>



施 策	概 要
国民健康保険特定健康 診査・特定保健指導	<p>国民健康保険に加入している40～74歳までの被保険者を対象とした健診。メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した検査により、糖尿病や高血圧、心臓病などの生活習慣病を防ぎ、被保険者の健康保持・増進を図る。</p> <p>[令和5年度実績] 健診受診率 42.4%、保健指導実施率 55.1% [令和11年度目標] 健診受診率 44.6%、保健指導実施率 60.0%</p>
相談窓口の周知	<p>健康・こころの悩みや福祉に関する相談対応の窓口を広報等で周知し、こころの健康の支援を行う。</p>
育成医療給付事業	<p>身体障がい児に対し、生活能力の向上を図ることができるよう、障がいの軽減や取り除くために必要な医療の給付を行う。給付の必要性については、囑託医による判定を行う。</p> <p>[令和5年度実績] 給付件数 33 件</p>
更生医療給付事業	<p>身体障がい者の日常生活能力・職業能力の回復・獲得を図ることができるよう、障がいの軽減や取り除くために必要な医療の給付を行う。適正な医療の給付のため、本人の状態変化等に応じて、適宜、県と医療機関と連携して対応する。</p> <p>[令和5年度実績] 給付件数 1,192 件</p>
療養介護医療費給付 事業	<p>医療及び常時介護を要する重症心身障がい者等に対し、病院において行われる療養上の管理等の医療の給付を行う。</p> <p>[令和5年度実績] 給付実人数 24 人</p>
重度心身障害者医療費 助成事業	<p>重度心身障がい者やその家族の経済的負担を軽減するために、保険診療の一部負担金について次のとおり助成する。</p> <p>○18歳以上…入院は1月1,000円を超える額、外来は1月1診療報酬明細につき500円を超える額、調剤は全額を助成</p> <p>○18歳未満…保険診療の一部負担金を全額助成</p> <p>[令和5年度実績] 助成件数 64,118 件</p>



(2) 精神保健福祉の充実

現状と課題

本市では、精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療（精神通院）の申請受付事務を行うとともに、精神障がい者や家族からの多様な相談を受け付けています。また、より専門的な相談支援機関として、精神障がい者の在宅福祉の中心的役割を担う地域活動支援センターⅠ型事業所を設置しています。

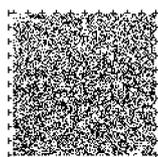
社会資源整備の面では、精神障がい者が安心して地域への移行や定着をするために必要な生活の場であるグループホームについて、社会福祉法人等に施設整備補助金を交付して建設を推進しています。

また、精神障がい者の地域移行支援をさらに推進するために、関係機関との連携の下、令和5年度に延岡市障がい者自立支援協議会に地域移行支援部会を新設しています。

今後も地域住民の理解のもと、精神障がい者が地域において安心して暮らしていくことができるよう環境整備の充実を図り、日常生活において自立した生活を送るための支援体制の整備について、関係機関との連携を図りながら進めていく必要があります。

施策目標

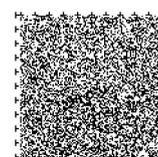
- ① 精神障がい者の社会復帰を促進させるために、地域移行支援の推進及び在宅福祉サービス等の精神保健福祉サービスの充実に努めます。
- ② 精神障がい者の社会生活を支援するために、医療、福祉等の関係機関との協力・連携を強化し、相談体制の充実を図ります。



施策展開

精神障がい者の地域生活を支援するための福祉サービスの充実のために、以下の施策を推進します。

施策	概要
延岡市障がい者自立支援協議会（地域移行支援部会）	延岡市障がい者自立支援協議会に「地域移行支援部会」を設置し、地域移行支援・地域定着支援事業所をはじめ、保健所や基幹相談センター、相談支援事業所、精神科病院（精神保健福祉士）、ピアサポートさくらの会、自立生活援助事業所、宅建協会などの関係機関との連携により、精神障がい者の地域移行支援の推進に向けた取組を実施する。
障がい者施設整備助成事業（再掲 P58）	社会福祉法人が国・県等の補助を受けて実施する社会福祉施設（障がい福祉関連施設）の整備に対し、国・県等補助金額の1/6を助成する。
精神通院給付事業	精神障がい者のうち通院による治療を継続的に必要とする方に対し、その通院医療に係る医療の給付を行う。実施主体の県と連携して、相談対応・申請受付等の対応を行う。 [令和5年度実績] 給付件数 2,152 件
地域活動支援センター Ⅰ型事業 （再掲 P53、57）	在宅の障がい者が通うことで、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図る。 Ⅰ型では、精神保健福祉士を配置して相談支援を行うほか、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化の調整等も行う。 [令和5年度実績] 延利用者数 7,275 人 [令和11年度目標] 延利用者数 8,730 人
地域活動支援センター Ⅲ型事業 （再掲 P.57）	在宅の障がい者が通うことで、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図る。 Ⅲ型では、地域の障がい者団体等により地域の障がい者への支援を行う。



(3) 療育支援

現状と課題

乳幼児健診、関係機関や保護者の気づきなどから、発達で気になるところが見られた場合、その特性や状況等を的確に把握し、早期に支援する体制が必要です。

本市では、健康診査等の精度を高めるとともに、健康診査後のこどもの特性的な把握や保育所等での気づきなどから、早期に支援を行える体制づくりを行っています。また、健康診査等により、発達段階に応じた支援が必要と認められた乳幼児については、経過を見ながら適切な療育システムへつなげるため、「音楽あそび」や「ことばの相談」等を実施しています。

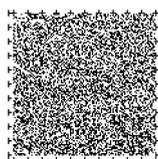
今後は、発達に係る支援体制の構築に向け、「発達支援システム事業」において、発達相談「すてっぷ」の開催や保育施設への支援訪問、発達支援を行う専門職（保健師や保育士等）への研修、発達障がいや地域支援の理解の周知啓発を図るための市民等を対象にした講演会の開催など、関係機関と連携しながら、発達に課題のあるこどもとその保護者が安心して子育てできる環境を整えます。

また、令和6年度に開始した巡回支援専門員整備事業や令和7年度から開始する児童発達支援センターの機能強化等事業により、障がい児支援の中核的役割を果たす児童発達支援センターの機能強化、地域における障がい児支援の質の向上、障がいが「気になる段階」から支援を行うための体制整備等に取り組み、発達障がい児等への支援やインクルージョンの推進等の地域における障がい児やその家族への支援体制の強化を図ります。

この他にも、県北部のこどもを対象にした宮崎県立こども療育センターの巡回療育相談が本市において実施されています。現在は同センターとの連携により、児童発達支援センターで機能訓練等の療育を受けることができ、今後も連携を継続していく必要があります。

医療的ケア児については、令和3年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、支援の必要性が明確になりました。本市では、令和3年4月に県北で初めて延岡共立病院に医療型短期入所が開設され、令和7年1月には延岡市医師会病院でも同施設が整備されましたが、利用者のニーズを充足させる施設数には至っておらず、さらに医療型・福祉強化型短期入所の受入体制の充足に向けた取組を行っていく必要があります。また、医療的ケア児等の保護者の悩みや関係機関が連携するための相談窓口の明確化を図るため、医療的ケア児等コーディネーターの必要性が高まっています。

今後は、それぞれの障がいや特性に沿った施設の整備や機能の充実と、関係機関との連携による療育体制の一層の充実が求められます。



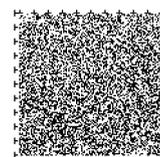
施策目標

- ① 障がい児や発達に支援が必要なこどもの早期把握に努め、きめ細やかで適切な「発達支援」「家族支援」を行うとともに、関係機関と連携し、乳幼児期から将来にわたり家族を含めた切れ目ない支援体制の充実を図ります。
- ② 医療的ケア児や重症心身障がい児等及びその家族が、地域で安心して生活できるよう、地域における支援の体制整備を進めます。
- ③ 児童発達支援センター等と共同で、保育・教育施設等と連携を図り、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の充実を図ります。

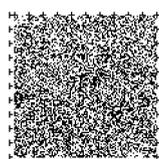
施策展開

発達に何らかの支援を必要とするこどもやその家族が、安心して地域の中で療育支援を受けられるように、関係機関と連携し、以下の施策を推進します。

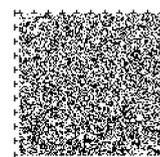
施策	概要
発達支援システム事業	発達相談「すてっぷ」の開催や保育施設への支援訪問、発達支援を行う専門職（保健師や保育士等）への研修、発達障がいや地域支援の理解の周知啓発を図るための市民等を対象にした講演会の開催など、関係機関と連携しながら、発達に課題のあるこどもとその保護者が安心して子育てできる環境を整える。
乳幼児育成指導事業 （ことばの相談） （1歳6か月児フォロー教室 「音楽あそび」）	幼児健診やことばの相談等を通して発達につまずきがあると思われる幼児に対し、具体的な遊びの種類や方法を提供することにより発達の援助を行うとともに、家族への指導・支援を行う。適切な早期療育へのつなぎの場として、関係機関との連携を強化し、適切な療育について検討する。
育児家族クラブ 「りんりん」	おやこ保健福祉課で行う健診等で継続支援の必要性が認められた親子に対して、小グループで、具体的な遊びを通して、育児に関する情報を提供し、親子関係についての理解を深めるとともに、家族同士の仲間づくりの場を提供する。



施 策	概 要
障がい児療育強化事業	<p>発達に何らかの支援を必要とするこどもとその保護者に対して、児童発達支援につなげるまでの療育支援や母子通園による保護者への療育指導を行うことで、障がい児の地域での社会生活を支援する。</p> <p>[令和5年度実績] 延利用回数 771 回</p>
地域障がい児支援体制強化事業	<p>地域における障がい児やその家族への支援体制の強化を図るため、下記の2つの事業を障がい児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターに委託して実施する。</p> <p>1. 児童発達支援センター等の機能強化事業（令和7年度開始） 児童発達支援センターが地域の障がい児支援の中核的役割を果たすための機能強化を行うとともに、地域全体で障がい児に提供する支援の質を高め、地域におけるインクルージョンの推進を図る。</p> <p>2. 巡回支援専門員整備事業（令和6年度開始） 発達障がい等に関する知識を有する専門員が保育所等への巡回支援を実施し、支援を担当する職員や障がい児の保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等を行う。</p>
児童発達支援	<p>未就学の障がい児等に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。</p> <p>[令和5年度実績] 支給決定児童 111 人</p>
保育所等訪問支援	<p>障がい児に対して、保育所等での集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。</p> <p>[令和5年度実績] 支給決定児童 13 人</p>
放課後等デイサービス	<p>就学している障がい児に対して、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。</p> <p>[令和5年度実績] 支給決定児童 287 人</p>
医療的ケア児等に対する相談体制の充実	<p>基幹相談支援センター等に医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケアが必要な方とその家族及び支援者等からの相談に応じ、医療・保健・福祉・地域等の関係機関との調整及びサービス紹介など、必要に応じた支援を行う。</p> <p>[令和5年度実績] 医療的ケア児等コーディネーター 4人 [令和11年度目標] 医療的ケア児等コーディネーター 7人</p>



施 策	概 要
医療的ケア児等に対する連携体制の充実	医療的ケア連絡会や自立支援協議会の重心・医ケア児部会において、意見交換や情報共有を行いながら医療的ケア児等に対する支援体制の充実を目指す。 また、令和4年7月に開設された宮崎県医療的ケア児支援センターで、県と本市の情報共有の場を年1回設けて連携を図る。
医療型短期入所施設整備への取組 (再掲 P.58、66)	医療的ケア児や重症心身障がい児等が、地域で安心して生活できるよう、医療型短期入所施設の整備に向けて、県や医療機関と継続して調整を行う。 また、医療的ケア児等の短期入所の整備及び充実を図るため、医療的ケア児等の短期入所を実施する事業所に対して、補助金を交付する医療的ケア児短期入所拡大促進補助事業を実施する。
保育・教育施設等における医療的ケア児の緊急支援 (再掲 P.58)	医療的ケア児が、看護職が配置されていない教育・保育施設等で訪問看護事業所等により医療的ケアの提供を受けた場合、その費用の一部を助成する。
障がい者等日常生活用具給付事業 (再掲 P.34、46、56)	障がい者の日常生活の便宜を図るために、自立支援用具等の日常生活用具を給付する事業。紙おむつや衛生用品などの「排泄管理支援用具」がある。また、医療的ケア児を含む紙おむつ利用者の負担軽減のため、令和7年度より一定要件の下で支給基準額を増額する。 [令和5年度実績] 給付件数 2,899 件
北部福祉こどもセンター（児童相談所）や保健所との連携	心身障がい児やその家族の地域生活を支援するため、児童相談所や保健所との連携を図り、適切な指導等を行う。また、健康診査等や家族の気づきを通して、児童相談所や保健所との連携のもと、発達に何らかの支援を必要とするこどもに対して、適切な支援・指導を行う。
宮崎県立こども療育センターとの連携	発達に何らかの支援を必要とするこどもに対し行われる巡回療育相談を通して、宮崎県立こども療育センターの医師や訓練士等と連携し、適切な療育指導・訓練を行う。
地域療育機能強化事業	宮崎県立こども療育センターから発達に支援が必要と判断されたこどもに対し、理学療法士を配置する事業所に委託して機能訓練等の療育を行う。 [令和5年度実績] 登録児童数 42 人



(4) 難病患者等への施策

現状と課題

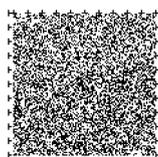
難病の人を含む障がい者が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制の充実を図る必要があります。県においては、医療費の自己負担軽減を図るために特定医療費（指定難病）受給者証を交付しており、本市では令和6年3月31日現在で924人が交付を受けています。なお、対象となる疾病は令和6年4月1日から341疾病に拡大されています。また、地域における受入病院の確保を図るとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保を図ることとしています。

難病患者等に対して、本市では、日常生活用具の給付や通院交通費に要する費用の助成を行っています。また、障がい福祉サービス等の提供に当たっては、難病等の特性に配慮した円滑な事務の実施に努めています。さらに、県からの委託を受け、思いやり駐車場利用証の交付やヘルプマークの交付を行っています。

今後も難病患者等の支援の充実に努め、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図る必要があります。

難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするものとなるものをいう。（難病の患者に対する医療等に関する法律第1条）



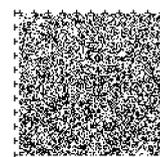
施策目標

- ① 難病患者が日常生活に必要な用具の給付や交通費の助成を行うことで、日常生活の負担を軽減します。
- ② 難病患者及びその家族の生活の向上のために、関係機関と連携し、合理的配慮を促すマークの活用や、適切な相談対応に努めます。

施策展開

難病患者等やその家族が、安心して地域の中で社会生活を送れるように、関係機関と連携し、以下の施策を推進します。

施策	概要
障がい者等日常生活用具給付事業 (再掲 P.34、44、56)	障がい者の日常生活の便宜を図るために、自立支援用具等の日常生活用具を給付する事業。難病患者を支援する用具として、電気式たん吸引機やパルスオキシメーターなどがある。 [令和5年度実績] 給付件数 2,899 件
補装具給付事業 (再掲 P.56)	身体障がい者に対して、身体の失われた機能を補い、身体的負担の軽減を図るために装具を給付する事業。難病患者を支援する装具として、(電動)車いす・歩行器などがある。 [令和5年度実績] 給付件数 341 件
人工透析患者等通院交通費助成事業	人工透析患者及び難病患者に対し、通院に要する交通費の一部を助成し、健康維持及び福祉の増進を図る。
思いやり駐車場利用証・ヘルプマークの交付	障がい者や難病患者等に対し、県の委託を受け思いやり駐車場利用証やヘルプマークを交付することで、地域社会における合理的配慮を促し、社会参加の支援を行う。
保健所との連携	難病患者等の相談に対し、難病支援の窓口である延岡保健所と連携を図り、適切な支援や案内等を行う。



7 人材確保・育成

(1) 専門職の確保・育成

現状と課題

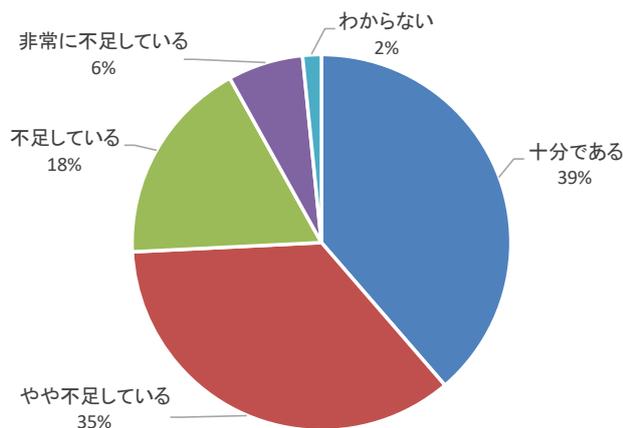
障がい者が地域でともに生活するためには、多様化する障がいや重度化・重複化する障がいに対して、生活実態に応じた個々の多様なニーズを把握し、適切に対応できる質の高い保健・福祉サービスを提供するための専門職の確保が必要となります。また、障がいの特性及び障がい者の生活実態に応じたサービスを提供できる体制を整えるための人材育成も必要です。

本市では、令和6年度から障がい福祉分野人材確保支援事業を開始し、専門職を確保するために、福祉に関する資格の研修費用の補助を実施しています。

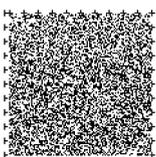
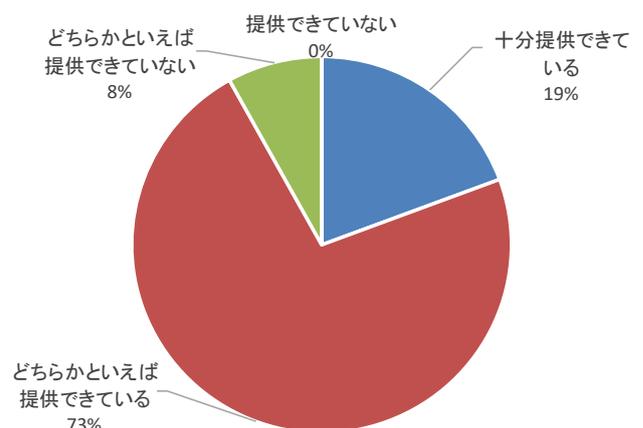
また、九州医療科学大学と連携し、様々な分野における保健・福祉サービスの向上に向けた取組を行う中で、平成14年度から社会福祉士援助実習生、平成26年度からは精神保健福祉士援助実習生の受入れを開始しています。

今後も、継続して必要となる専門職の確保・育成に努め、障がい福祉分野のサービスの確保と質の向上を図っていく必要があります。

【問】事業所での業務量に対する職員(人手)の充足具合はいかがですか。(n=62)



【問】現在、利用者の希望するサービスを十分に提供できている状況ですか。(n=62)



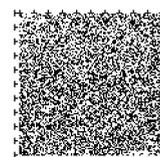
施策目標

- ① 障がい福祉分野のサービス提供体制の充実と質の向上のために、介護や相談支援業務における人材の確保・育成を図ります。
- ② 九州医療科学大学と連携し、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職の養成・確保を図ります。

施策展開

多様化する障がいに応じた質の高い人材の確保・育成のために、以下の施策を推進します。

施策	概要
障がい福祉分野人材確保支援事業	障がい児・者の障害福祉サービス等への多様なニーズに適切に対応できる専門職を確保するため、「介護職員初任者研修」と「相談支援従事者」の研修費用を助成する。 [令和 5 年度実績] 利用件数 0 件（令和 6 年度開始） [令和 11 年度目標] 利用件数 70 件
実習生の受入れ	社会福祉士及び精神保健福祉士の資格を取得し、将来、社会福祉の業務に従事することが期待される学生に対し、福祉事務所等で必要とされる知識及び援助技術を実践的に習得する場を提供する。



(2) ボランティア等の養成・活用

現状と課題

障がい者やその家族の地域社会における様々な課題に対し、NPOやボランティア等が地域に密着した活動を展開しており、障がい者やその家族の日常生活や社会参加活動において大きな役割を果たしています。また、近年全国各地で発生している大規模災害の現場におけるNPOやボランティア等の活躍により、ボランティアに対する関心が高まっています。

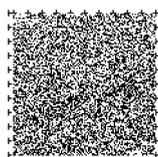
本市では、延岡市ボランティアセンター、延岡市ボランティア協会が中心となってボランティアの養成と普及に努めており、ふれあい福祉まつり等のイベントを通して、ボランティアへの参加や理解のきっかけづくりにも取り組んでいます。また、災害ボランティアネットワークには、市内のボランティア団体や企業等、多くの市民の方が参加しています。

一方で、本市は令和2年に「延岡市手話の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例」を制定し、言語としての手話の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進を図っており、その一環として手話奉仕員、朗読奉仕員、点訳奉仕員の養成を行っています。

今後も、障がい者やその家族が日常生活や災害時に必要な支援を受けられるように、ボランティアの養成、誰もがボランティア活動に参加できる環境づくりなどに、関係機関と連携して取り組んでいく必要があります。

施策目標

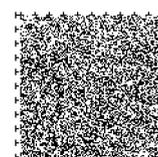
- ① 関係機関との連携の下、障がい者やその家族の地域生活を支えるボランティアの養成に努めます。
- ② 手話奉仕員、音訳奉仕員、点訳奉仕員の人材養成を図ります。
- ③ 災害時における障がい者の支援について、ボランティアネットワーク等を活用した支援体制の充実を図ります。



施策展開

障がい者の地域生活を支えるために、関係機関と連携し、ボランティア等の養成とその活用について、以下の施策を推進します。

施策	概要
ボランティア参加の促進	関係機関と連携し、「ふれあい福祉まつり」等への参加や支援を促し、障がい者やボランティアへの理解を深める。 [令和 5 年度実績] 参加者数 1,200 人 [令和 11 年度目標] 参加者数 2,000 人
手話奉仕員養成事業	希望者に手話の指導を行い、聴覚障がい者のコミュニケーションや社会参加を支援する手話奉仕員を養成する。 [令和 5 年度実績] 新規登録者数 27 人 [令和 11 年度目標] 新規登録者数 30 人 (再掲 P.34、62)
音訳奉仕員養成事業	希望者に音訳の指導を行い、視覚障がい者のコミュニケーションを支援する音訳奉仕員を養成する。 [令和 5 年度実績] 新規登録者数 3 人 [令和 11 年度目標] 新規登録者数 5 人
点訳奉仕員養成事業	希望者に点訳の指導を行い、視覚障がい者のコミュニケーションを支援する点訳奉仕員を養成する。 [令和 5 年度実績] 新規登録者数 3 人 [令和 11 年度目標] 新規登録者数 5 人
災害ボランティアネットワーク	本市と延岡市社会福祉協議会で災害ボランティアネットワークを組織して、災害時の復旧支援に協力できる体制づくりを行う。 [令和 5 年度実績] 登録団体数 119 団体
災害ボランティアリーダー養成事業	延岡市社会福祉協議会が、災害時に中心となってボランティア活動を行う災害ボランティアリーダーを養成する。 [令和 5 年度実績] 登録者数 628 名



8 生活支援

(1) 相談支援の充実

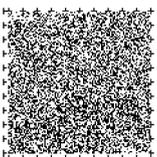
現状と課題

地域社会における環境や求める支援の変化に伴い、障がい者の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障がい者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる環境づくりが必要となってきました。そのためには、様々な障がい種別、年齢、性別、状態等に対応し、総合的な相談支援を提供する体制を整備し、充実させることが必要となっています。また、国では、障がい者の地域移行を一層推進し、障がい者が必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう取組を進めることを通じ、障がいの有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図ることを求めています。

このため本市では、市内 18 か所の障がい者相談支援事業所に障がい者の地域生活を支援するための相談窓口が置かれ、福祉サービスの利用援助や社会資源の活用支援、人間関係などの悩み相談など、障がい者への様々な支援や情報提供等が行われています。また、課題の解決や適切なサービス利用に向けた計画相談支援の充実を図り、障がい者一人ひとりにきめ細かな支援が提供できるよう、相談支援の提供体制の強化に努めています。

また、令和 3 年 3 月には市内 3 か所に延岡市基幹相談支援センターを設置し、相談支援事業者への専門的指導や人材育成を行いながら、地域における相談支援の中核的な役割を担い、関係機関や地域の民生委員等と連携を図りながら、地域に根差した支援を行っています。

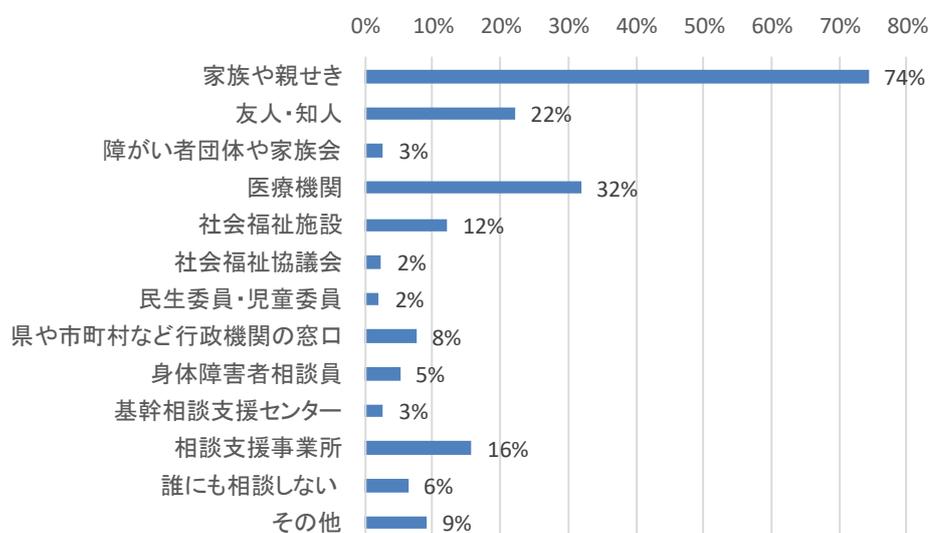
今後は、基幹相談支援センターと連携し、障がい者相談支援事業所の一層の支援力向上を図っていくとともに、障がい者の相談支援や地域移行、地域定着の推進のためにピアサポーター^{*}の役割や意見を活かした相談支援体制の構築を図っていく必要があります。



ピアサポーター

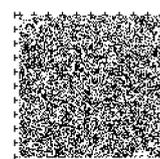
ピア(peer)は「仲間、同輩、対等者」の意。同じ課題や環境を体験する者がその体験から来る感情を共有することにより、専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得ることなどを目的とする。

【問】困ったときに誰(どこ)に相談しますか。(n=330)



施策目標

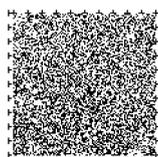
- ① 障がい者が、安心して福祉サービス等を自己選択・自己決定でき、安心した地域生活が送れるよう、本市と基幹相談支援センターが連携し、相談支援事業者への専門的指導や人材育成を行い、質の高い相談支援体制の構築を図ります。
- ② 障がい者やその家族の身近な相談に対応するため、国、県及びピアサポーターを含む当事者団体等との連携を図ります。



施策展開

障がい者やその家族の地域生活を支援するために、相談支援体制の充実に向けて、以下の施策を推進します。

施策	概要
地域生活支援拠点等整備事業（基幹相談支援センター） （再掲 P.58、65）	地域における相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター（北部・西部・南部）が相談支援事業者への専門的指導や人材育成を行い、関係機関等との連携を図りながら、地域に根差した支援体制を構築する。 [令和 5 年度実績] 相談件数 9,090 件 [令和 11 年度目標] 相談件数 10,907 件
地域活動支援センター I 型事業 （再掲 P.40、57）	在宅の障がい者が通うことで、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図る。 I 型では、精神保健福祉士を配置して相談支援を行うほか、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化の調整等も行う。 [令和 5 年度実績] 延利用者数 7,275 人 [令和 11 年度目標] 延利用者数 8,730 人
障がい者相談員の活用	宮崎県が委託する障がい者相談員が、障がい者の日常生活の悩み等について助言を行う。
障がい者自立支援協議会 （再掲 P.58、66）	関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における支援体制に関する課題についての情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う延岡市障がい者自立支援協議会を運営する。 延岡市障がい者自立支援協議会の構成団体にはピアサポーター等の当事者団体等も含まれる。
民生委員・児童委員との連携	地域において、障がい福祉に関する情報提供や連絡調整、生活全般にわたる相談支援を行い、福祉事務所をはじめとする関係機関との連携のもと適切な対応を行う。また、地域活動の推進や市民の地域活動への参加促進を図る。



(2) 福祉サービスの充実

現状と課題

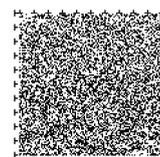
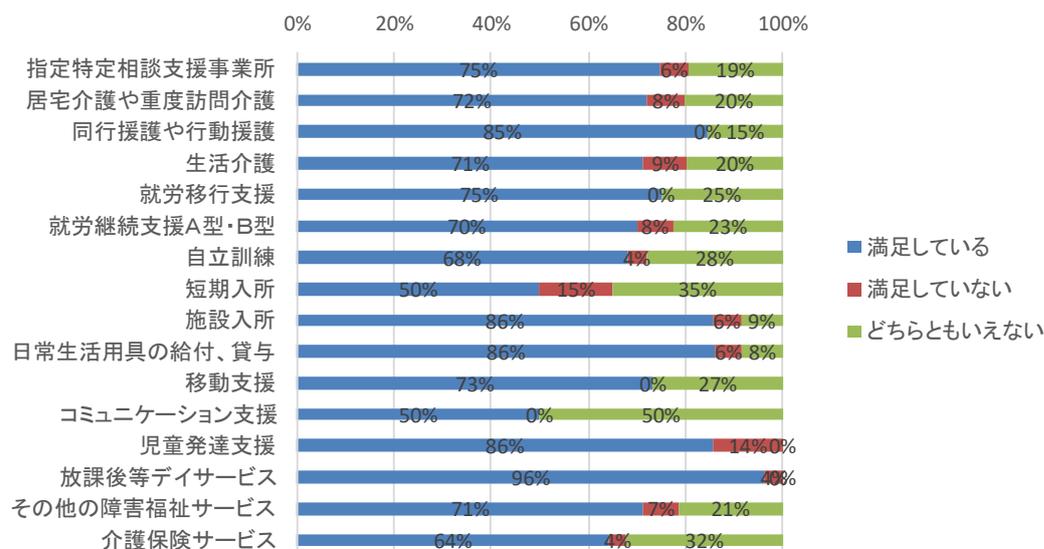
障がい者の自立した生活を推進するためには、障がい者の地域移行を支援するとともに、障がい者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、在宅サービスの量的・質的な充実、障がい児への支援の充実、福祉サービスの質の向上等に着実に取り組む必要があります。

現在、本市では、障がい児・者の多様な支援ニーズへの対応に向けて、様々な種類の福祉サービスを実施・提供しています。この福祉サービスを提供する事業所のうち市の指定する指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所については、運営指導・集団指導を通して改善のための指導や情報提供等を行い、サービスの質の向上を図っています。

また、国や県の動向や障がい者のニーズ等を踏まえて「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」を策定しており、障がい者自立支援協議会や基幹相談支援センターを通して、関係事業所・機関における支援体制の課題共有を行いながら、福祉サービスの提供体制の構築等にも取り組んでいます。

今後も、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、関係機関と連携しながら必要な福祉サービスの充実を図る必要があります。

【問】利用されている障害福祉サービスの満足度についてあてはまるものを選んでください。(n=192)



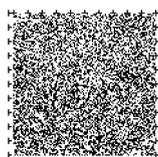
施策目標

- ① 障がい者が家族を含めて地域で安心した生活を送るために、事業所等への指導によるサービスの質の向上を図りながら、本人に寄り添ったサービスの提供に努めます。
- ② 障がい者が地域で自立した生活を送るために、必要な生活の場であるグループホーム等の整備を促進します。また、ニーズの高い短期入所施設の整備にも取り組んでいきます。
- ③ 基幹相談支援センターや障がい者自立支援協議会等との連携により、地域の支援体制を構築し、障がい者の地域生活への移行を推進します。

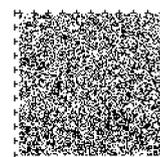
施策展開

障がい児・者とその家族が安心して地域生活が送れるように、福祉サービスの充実に努め、以下の施策を推進します。

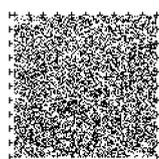
施策	概要
指定特定相談支援事業者等に対する指導	本市が指定する指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者に対し、適正なサービス提供や質の向上を目的とした運営指導・集団指導を行う。 集団指導では、運営指導での改善点等を共有するとともに、法改正に関する情報提供等を行う。
障がい福祉サービス給付事業	施設や地域で生活する障がい者が、安心して日常生活及び社会生活を営めるよう、日常生活の介護や就労の訓練などのサービスを提供する。 [令和5年度実績] 支給決定者数 1,216人



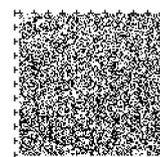
施 策	概 要
障がい児通所支援	<p>障がい児や発達につまずきのあるこどもに、放課後や日中に活動する場を提供する。</p> <p>[令和5年度実績] 支給決定者数 411 人</p>
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	<p>小児慢性特定疾病のこどもに対し、在宅生活の支援とともに介護者の負担軽減を図るために日常生活用具を給付する。</p> <p>[令和5年度実績] 給付件数 2 件</p>
障がい者等日常生活用具給付事業 (再掲 P.34、44、46)	<p>障がい者の日常生活の便宜を図るために、自立支援用具等の日常生活用具を給付する事業。特殊寝台などの「介護・訓練支援用具」、入浴補助用具などの「自立生活支援用具」がある。また、令和4年度からの人工呼吸器用に加えて、令和7年度から電気式たん吸引器用の自家発電機を給付品目に追加する。さらに、スチーム利用者の負担軽減のため、令和7年度より一定要件の下で支給基準額を増額する。</p> <p>[令和5年度実績] 給付件数 2,899 件</p>
スチーム VR 体験会	<p>宮崎大学との連携により、今後オストメイトになる人の予備知識の蓄積やオストメイトになったばかりの人の退院前の不安解消、支援者の支援方法の学び、市民のオストメイトに対する理解促進を図るため、スチーム装着等の場면을 VR で体験できる体験会を市庁舎内で定期的に開催する。</p>
補装具給付事業 (再掲 P.46)	<p>身体障がい者に対して、身体の失われた機能を補い、身体的負担の軽減を図るために装具を給付する事業。肢体不自由者の義肢、聴覚障がい者の補聴器などがある。</p> <p>[令和5年度実績] 給付件数 341 件</p>
障がい者等移動支援事業	<p>地域における自立生活及び社会参加を促進するため、単独での外出が困難な人に外出時の支援を行う。</p> <p>[令和5年度実績] 支給決定者数 49 人</p>
日中一時支援事業	<p>日常的に介助をする家族の一時的な休息等を促すために、障がい者を介助している家族が就労や冠婚葬祭などで介助ができない時に、一時的に施設で見守りや介助を行う。</p> <p>[令和5年度実績] 支給決定者数 418 人</p>



施 策	概 要
身体障がい者等 訪問入浴サービス事業	在宅の身体障がい者等が身体の清潔の保持や心身機能の維持を図るため、訪問による入浴サービスを提供する。 [令和5年度実績] 支給決定者数4人
地域活動支援センター I型事業 (再掲 P.40、53)	在宅の障がい者が通うことで、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図る。 I型では、精神保健福祉士を配置して相談支援を行うほか、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化の調整等を行う。 [令和5年度実績] 延利用者数7,275人 [令和11年度目標] 延利用者数8,730人
地域活動支援センター III型事業 (再掲 P.40)	在宅の障がい者が通うことで、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図る。 III型では、地域の障がい者団体等により地域の障がい者への支援を行う。
障がい者緊急措置事業 (再掲 P.17)	虐待等のやむを得ない事由により介護給付費等の支給を受けることが著しく困難であると認められる障がい者に対し、職権をもって必要な福祉サービスの提供を行う。
成年後見制度利用事業 (再掲 P.17)	成年後見制度の利用が有効と認められるケースにもかかわらず、親族の不在等で申立てができない場合に、市長が審判申立を行う。
障がい者自立支援認定事業	障がい福祉サービスを利用するために必要な障害支援区分認定の調査や認定審査会の開催を行う。 [令和5年度実績] 開催回数2回/月
特別児童扶養手当	重度の障がい児(20歳未満)を監護養育している保護者に、児童の福祉の増進のために手当を支給する。 [令和5年度実績] 受給者数209人
障害児福祉手当	重度の障がい児(20歳未満)で、日常生活において常時特別の介護が必要な状態の人に、自立生活の負担を軽減するために手当を支給する。 [令和5年度実績] 受給者数93人



施 策	概 要
特別障害者手当	<p>重度の障がい者（20歳以上）で、日常生活において常時特別の介護が必要な状態の人に、自立生活の負担を軽減するために手当を支給する。</p> <p>[令和5年度実績] 受給者数 173人</p>
障がい者施設整備助成事業（再掲 P.40）	<p>社会福祉法人が国・県等の補助を受けて実施する社会福祉施設（障がい福祉関連施設）の整備に対し、国・県等補助金額の1/6を助成する。</p>
医療型短期入所施設整備への取組（再掲 P.44、66）	<p>医療的ケア児や重症心身障がい児等が、地域で安心して生活できるよう、医療型短期入所施設の整備に向けて、県や医療機関と継続して調整を行う。</p> <p>また、医療的ケア児等の短期入所の整備及び充実を図るため、医療的ケア児等の短期入所を実施する事業所に対して、補助金を交付する医療的ケア児短期入所拡大促進補助事業を実施する。</p>
保育・教育施設等における医療的ケア児の緊急支援（再掲 P.44）	<p>医療的ケア児が、看護職が配置されていない教育・保育施設等で訪問看護事業所等により医療的ケアの提供を受けた場合、その費用の一部を助成する。</p>
地域生活支援拠点等整備事業（基幹相談支援センター）（再掲 P.53、65）	<p>地域における相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター（北部・西部・南部）が相談支援事業者への専門的指導や人材育成を行い、関係機関等との連携を図りながら、地域に根差した支援体制を構築する。</p> <p>[令和5年度実績] 相談件数 9,090件 [令和11年度目標] 相談件数 10,907件</p>
障がい者自立支援協議会（再掲 P.53、66）	<p>関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における支援体制に関する課題についての情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う延岡市障がい者自立支援協議会を運営する。</p>



(3) 社会参加の促進

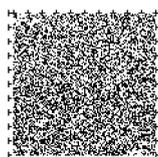
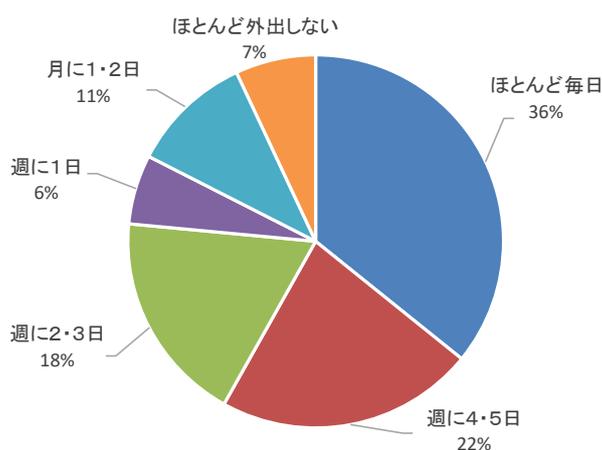
現状と課題

様々な文化活動や余暇活動、スポーツなどは、障がい者に日常生活の充実感、生きがいを与えるとともに、社会参加を促進する重要な要素となります。

本市では、生涯学習オールガイド等により文化活動や余暇活動についての情報と参加の機会を提供するとともに、障がい者のスポーツ振興と交流に努めています。また、文化的イベントの開催やボランティア団体等によるスポーツ・レクリエーション活動により、障がい者の文化活動、社会参加の推進を図っています。他にも障がい者の社会参加促進には、移動に対する配慮も必要とされていることから、リフト付き福祉バスの運行やタクシー利用の助成などの支援も行っています。

今後、2027年には、宮崎県で全国障害者スポーツ大会の開催が決定しているとともに、本市でも西南戦争から150年の節目の年にもなることから歴史に関するイベント等を計画しています。この機会を生かし、引き続き障がい者のニーズに応じた生涯学習や文化的イベント・スポーツ・レクリエーション等の社会参加の機会や情報の提供を行うとともに、パラリンピックや全国障害者芸術・文化祭等のレガシーを継承し、障がいの有無にかかわらず、誰もが等しく社会参加でき、個性と能力の発揮できる環境整備に努める必要があります。

【問】普段、どのくらい外出しますか。(n=332)



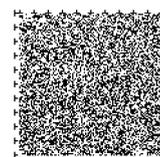
施策目標

- ① パラスポーツ指導員やスポーツ推進委員等を活用し、障がいの有無にかかわらず、誰もが参加できるスポーツ・レクリエーションの普及に努めます。
- ② 国民文化祭・障害者芸術文化祭のレガシーを生かし、障がい者の文化活動や文化イベントへの参加が可能な環境の整備に努め、情報の提供を行いながら、障がい者の社会参加を促進します。
- ③ 郷土芸能大会や城山かぐらまつり、歴史講演会などを開催し、障がい者の文化的イベントへの参加が可能な環境の整備に努め、情報の提供を行いながら、障がい者の観覧や学習の機会創出を図ります。
- ④ 障がい者福祉バスの運行や重度障がい者タクシー料金助成事業の移動等に関する事業を継続的に実施することにより、障がい者の社会参加を促進します。

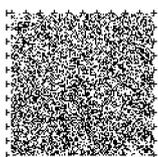
施策展開

障がい者のスポーツ、文化活動等を通じた社会参加や交流を促進するために、以下の施策を推進します。

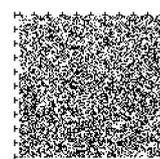
施策	概要
生涯スポーツ推進事業	障がい者をはじめ市民の健康維持、体力向上を図るため、市内の体育館等スポーツ施設で健康教室（健康塾）や、スポーツ教室を実施し社会参加や交流を促進する。 [令和 5 年度実績] 健康教室 2,182 人、スポーツ教室延 1,346 人 [令和 11 年度目標] 健康教室 3,000 人、スポーツ教室延 2,000 人



施 策	概 要
スポーツ活動への参加促進	<p>障がい者がスポーツの楽しさを体験する場として、以下のスポーツイベントの開催と参加支援を行い、健康や体力の維持増進・社会参加の推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者スポーツ教室の実施 ・宮崎県障がい者スポーツ大会参加選手の送迎（年1回）
全国障害者スポーツ大会	<p>令和9年に宮崎県で開催される日本のひなた宮崎国スポ・障スポ大会において、バスケットボール、車いすバスケットボール、フットソフトボールの会場として宮崎県実行委員会と連携して受入態勢の準備を進める。</p> <p>具体的には実施本部員やボランティアに対する研修会の実施、おもてなしに関する取組を実施していくほか、主体となる県実行委員会の支援を行う。</p> <p>また、受入環境の整備として、公共施設をはじめ、民間の宿泊施設等に対して障がい者受入れのための整備促進支援を行う。</p> <p>このほか、障がい者スポーツ振興のため、延岡市で開催される競技の観覧促進を図る。国スポ・障スポと合わせて開催されるデモンストレーションスポーツについても、障がい者に配慮した形で取り組む。</p>
文化活動への参加促進	<p>障がい者の文化活動を支援し、「市美術展覧会」や「若山牧水青春短歌大賞」などの文化イベント等への参加促進を図る。</p> <p>広報紙等を活用し、文化イベント等の情報提供を行い、社会参加を促進するとともに、団体等が主催する文化活動を支援する。</p> <p>文化イベント等では、手話通訳や車いすのサポート等を行い、障がい者の参加を支援する。</p> <p>国民文化祭・障害者芸術文化祭のレガシーを生かし、障がい者の参加に向けた支援を図る。</p> <p>文化イベントの開催にあたり、障がい者の参加が可能な環境の整備に努め、観覧や学習の機会創出を図る。</p>
市民まちづくり活動支援事業	<p>市民活動団体自らが実施する公益的なまちづくり活動に対し、助成を行う。</p>
市民協働まちづくりセンター管理運営事業	<p>市民協働によるまちづくりを進めるため、市民活動を行う市民や団体等の拠点施設として市民協働まちづくりセンターを設置している。</p> <p>同センターは、障がい者関連団体等の事務局として、また、会議・イベント等で利用されている。</p>



施 策	概 要
手話奉仕員派遣事業・ 要約筆記奉仕員派遣事 業（再掲 P.34）	<p>聴覚、音声・言語機能障がい者の日常生活上のコミュニケーション支援を行うために、延岡市聴覚障害者協会に委託して手話奉仕員等を派遣する。</p> <p>[令和5年度実績] 派遣回数 209 回（手話 195 回、要約筆記 14 回）</p> <p>[令和5年度実績] 手話奉仕員新規登録者数 27 人 [令和11年度目標] 手話奉仕員新規登録者数 30 人（再掲 P.50）</p>
延岡市立図書館での音 声・拡大読書器の活用 （再掲 P.34）	<p>パソコン・スマートフォン等を使用することが不可能な視覚障がい者の読書を通じた社会参加の促進を図るため、延岡市立図書館に設置した音声・拡大読書器を活用する。</p>
重度障がい者タクシー 料金助成事業	<p>重度身体障がい者にタクシーの初乗り料金分を助成するチケットを年間 24 枚交付し、移動支援と社会参加を促進する。</p> <p>[令和5年度実績] 助成件数 8,021 件</p>
重度身体障がい者移動 支援事業	<p>車いすを常用している身体障がい者の社会参加と在宅生活の支援のために、リフト付き乗用車を利用して移動支援を行う。</p> <p>[令和5年度実績] 実利用者数 11 人</p>
障がい者福祉バス運行 委託事業	<p>リフト付き福祉バスを運行し、障がい者の自立と社会参加を促進する。</p> <p>[令和5年度実績] 利用者数 381 人</p>
心身障がい者ヘルスト ピア延岡利用料金助成 事業	<p>身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者がヘルストピア延岡を利用する際の料金を割引することで、社会参加を促進する。</p> <p>[令和5年度実績] 助成件数 6,976 件</p>



9 親なき後の支援

現状と課題

障がい児・者の多くは、様々な場面で家族からの支援を受けて生活しているため、家族からの支援を受けられない状況に陥った時にどのように生活していけばよいのかという「親なき後の問題」が非常に切実な課題となります。

これを受けて、国では、障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための機能を構築する「地域生活支援拠点等の整備^{*}」を推進しています。

本市においても、地域生活支援拠点等の整備を進めており、令和3年度に「親なき後の暮らし支援策」に関する調査研究を開始し、有識者による会議やアンケート・ヒアリング調査等により、困りごとの詳細な把握や本市の現状や課題の整理を行い、今後本市が進めるべき対策について検討を行いました。

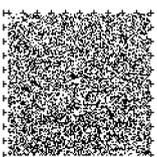
その報告書では、地域生活支援拠点の基本となる5つの機能に加え、その他の機能として「就労支援」「医療資源」の整備が必要との方向性が示されました。

本市では、調査報告書に基づき、障がい者自立支援協議会内の専門部会での協議や各関係機関との意見交換を行いながら、緊急時支援事業や障がい者雇用増計画等の施策を実施するなど、地域生活支援拠点に求められる機能の整備を推進しています。

また、障がい者の多様な声に応え、安心できる生活を支えるためには、地域生活支援拠点等は多機能化していく必要があります。そのために、令和4・5年度には、未活用の廃校施設である「わかあゆ支援学校跡地（延岡市松山町）」の活用推進と合わせた「障がい児・者総合支援拠点」の整備について調査検討を行いました。

本調査検討では、『「衣・医・食・職・住」ごちゃまぜでつながる安心創造拠点』をコンセプトに掲げ、ただ単に障がい児・者の支援を行う拠点ではなく、広く地域のつながりの受け皿になるような拠点整備を目指しており、令和6年度には、基本構想・基本計画の取りまとめを行いました。

今後も、障がい児・者やその家族が安心して生活できる「親なき後の暮らし支援策」の充実に向けて、障がい者団体や関係機関等と連携しながら、各種取組を進めていく必要があります。

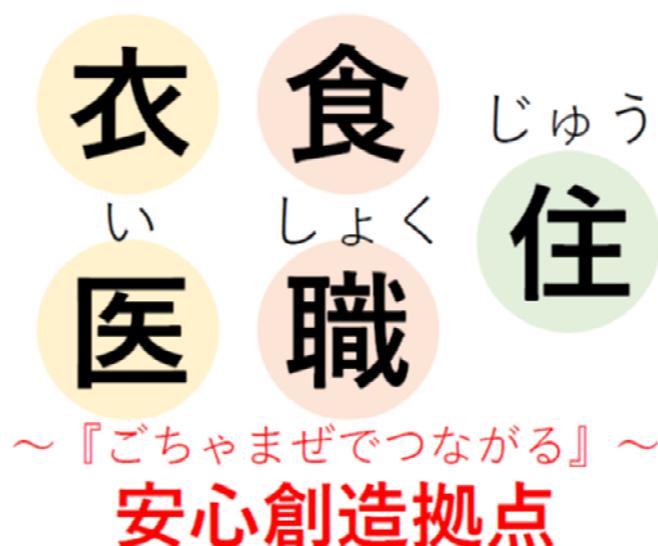


地域生活支援拠点等の整備

障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための機能（①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する。

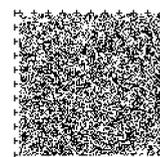
また、本市では、本市の実情を踏まえ、その他の機能として「就労支援」「医療資源」の整備も進める。

障がい児・者総合支援拠点の整備コンセプト



施策目標

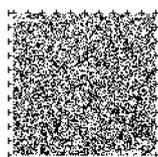
- ① 障がい者やその家族が安心して生活ができるよう、「親なき後の暮らし支援策」の具体化と実施に向け、地域生活支援拠点等に求められる機能の整備を推進します。
- ② 地域生活支援拠点の5つの機能と本市独自の2つの機能の構築に向けた、障がい児・者総合支援拠点の整備を推進します。



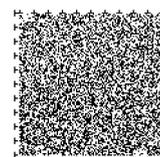
施策展開

親なき後に障がい者が安心して地域で生活できる支援体制の構築に向けて、以下の施策を推進します。

施策	概要
地域生活支援拠点等整備事業（基幹相談支援センター） （再掲 P.53、58）	<p>地域における相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター（北部・西部・南部）が相談支援事業者への専門的指導や人材育成を行い、関係機関等との連携を図りながら、地域に根差した支援体制を構築する。</p> <p>[令和 5 年度実績] 相談件数 9,090 件 [令和 11 年度目標] 相談件数 10,907 件</p> <p>◎地域生活支援拠点等の整備：「相談、専門人材の確保・養成」</p>
地域生活支援拠点等整備事業（障がい者緊急時支援事業）	<p>福祉サービスを利用していない在宅の障がい者に対して、介護者の急病等の理由により、居宅で生活することが困難な状況に陥った場合に、一時的に施設で保護を行う。</p> <p>◎地域生活支援拠点等の整備：「緊急時の受け入れ・対応」</p>
障がい者雇用倍増実現事業 （再掲 P.31）	<p>障がい者の就労機会の確保や就労収入向上を推進するため、①雇用奨励補助金の支給、②スーパーバイザー支援、③障がい者雇用に関するセミナー、④共同受注窓口の体制整備、を実施する。</p> <p>[令和 5 年度実績] 市内の障がい者雇用者数 640 人 [令和 11 年度目標] 市内の障がい者雇用者数 1,280 人</p> <p>◎地域生活支援拠点等の整備：「就労支援」</p>
延岡市ワークステーションの活用 （再掲 P.31）	<p>障がい者の職業体験の機会を創出し、同時に行政の仕事を担ってもらうことにより、障がい者雇用の促進と併せて行政改革の推進にもつなげるよう令和 4 年 7 月に「延岡市ワークステーション」を設置した。ワークステーションを運営する中で把握することができた、障がい者就労定着に向けた具体的な課題やその対応策などについて、一般企業に対し積極的に情報を提供しながら、市内全体での障がい者雇用を促進する。</p> <p>◎地域生活支援拠点等の整備：「就労支援」</p>



施 策	概 要
医療型短期入所施設 整備への取組 (再掲 P.44、58)	<p>医療的ケア児や重症心身障がい児等が、地域で安心して生活できるよう、医療型短期入所施設の整備に向けて、県や医療機関と継続して調整を行う。</p> <p>また、医療的ケア児等の短期入所の整備及び充実を図るため、医療的ケア児等の短期入所を実施する事業所に対して、補助金を交付する医療的ケア児短期入所拡大促進補助事業を実施する。</p> <p>◎地域生活支援拠点等の整備：「医療資源」</p>
障がい者自立支援 協議会 (再掲 P.53、58)	<p>関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における支援体制に関する課題についての情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う延岡市障がい者自立支援協議会を運営する。</p> <p>地域生活支援拠点等を含めた体制の整備についても協議・検討を行う。</p>
障がい児・者総合支援 拠点の整備	<p>「衣・医・食・職・住」ごちゃまぜでつながる安心創造拠点について、以下の機能・事業・施設整備等を計画している。</p> <p>[第1期] 拠点に集う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援・コーディネート機能 ・日中一時支援・短期入所（医療的ケア児）、診療所・訪問看護 ・就労支援事業所、障がい者雇用企業の入居や共同受注窓口 ・IT や医療事務等のスクール ・えんキッズや教育機関等との連携による総合的な子育て支援拠点機能の構築 ・教育機関等との交流・連携 ・フリースペース、多目的ルーム、スポーツなどの拠点に集う場 <p>[第2期] 拠点で過ごす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク分室、就労選択支援・アセスメントの場 ・障がい者、不登校児が学ぶ場 ・芸術、農業体験、スタートアップなどの活躍推進の場 <p>[第3期] 拠点で暮らす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループホームやひとり暮らし体験などの居住の場



10 生活環境

(1) 人にやさしいまちづくり

現状と課題

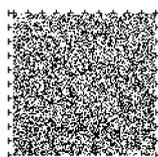
国は、第5次障害者福祉計画において、障がい者がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障がい者が安全に安心して生活できる住環境の整備、障がい者が移動しやすい環境の整備、アクセシビリティ^{*}に配慮した施設等の普及促進、障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進等を通じ、障がい者の生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を推進することとしています。

また、令和2年度には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」）」が改正され、基本方針における基本目標として、地方部を含めたバリアフリー化の一層の推進や「心のバリアフリー」の推進が位置付けられました。

本市においても、これまで小中学校などの各公共施設のバリアフリー化や公園等における障がい者用トイレの設置・改修、市道の整備などを行ってきました。また、障がい者に配慮した住環境の整備・供給のため、市営住宅のバリアフリー化とともに、入居者選考時における優遇措置を実施しています。

近年の主な施設整備としても、令和4年の延岡城・内藤記念博物館、野口遵記念館の整備において、ユニバーサルデザイン^{*}を基本にした環境整備を行いました。さらに、公共・観光施設等の利用における移動に支援が必要な方に対して、安心して快適に移動できる新たな移動サービスの創出に向け、令和6年11月に「宮崎トヨタ自動車株式会社」と近距離モビリティを活用した連携協定を締結しました。その皮切りとして、近距離モビリティ「WHILL（ウィル）」を活用した実証実験を延岡城・内藤記念博物館で開始しており、外出や社会参加の促進並びに地域・観光の活性化を図っています。

今後も、公共施設や公共交通機関等を含む施設のバリアフリー化や、誰もが快適で暮らしやすい生活環境であるユニバーサルデザインに基づく整備を推進していく必要があります。



さらに、令和9年に全国障害者スポーツ大会も本県で開催される中、本市では車椅子バスケットボールなどの試合が行われ、全国から多くの方々が本市に来られることから、公共施設のバリアフリー化を実施するとともに民間のホテル等のバリアフリー化を支援するなど、具体的な取組を行い、人にやさしいまちづくりを飛躍的に進める必要があります。

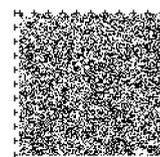
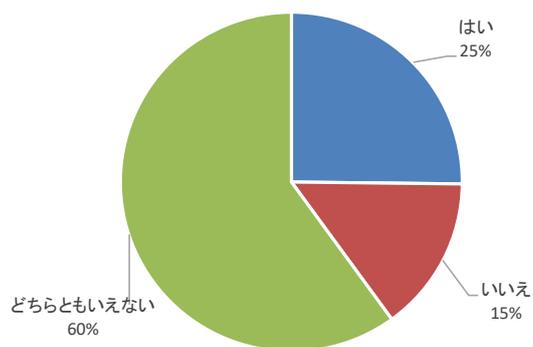
アクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報や施設等に簡単にたどり着け、利用できることをいう。

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や環境をデザインしていこうとする考え方。

【問】[支援者]延岡市は、障がいのある方が快適に生活できる環境だと思いますか。(n=135)



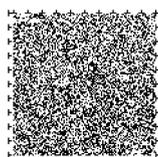
施策目標

- ① バリアフリー法に基づき、公共的施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進します。
- ② 障がい者が公共施設等を容易に利用できるためのアクセシビリティの整備・普及に努めます。
- ③ 全国障害者スポーツ大会を契機に人にやさしいまちづくりをさらに進めます。

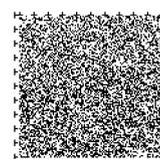
施策展開

障がい者が安全に安心して暮らしていくことができる生活環境を実現するために、以下の施策を推進します。

施策	概要
人にやさしい 公営住宅の整備	車いす利用の身体障がい者や視覚障がい者の世帯向け公営住宅の整備を図る。
公園等施設整備事業	園路やトイレ等のバリアフリー化やインクルーシブな空間の提供など、誰もが利用しやすい公園の実現に取り組む。
自治公民館建設 補助事業	公民館の新築・改築の際に、バリアフリー整備を含めて必要な費用の一部を助成する。 [令和5年度実績] バリアフリー整備費を助成した自治公民館数なし ※令和3年度に1件
公共交通施設の バリアフリー化	バリアフリー整備が進められていない市内の主要な駅（南延岡駅）のバリアフリー化の実現に向け、関係団体と連携し、要望活動等を実施していく。



施 策	概 要
歩道のバリアフリー化	段差や路面の凹凸、老朽化による破損で通行に支障をきたしている路線において、舗装の補修等を行う。また、歩道の縦横断勾配を均一化するなどの整備を行い、安全で快適な歩行空間の確保に努める。
公共・観光施設等の移動サービス	公共・観光施設等における移動のアクセシビリティ向上に向け、関係団体と連携し、新たな移動サービスの整備・普及を実施していく。
延岡市国スポ・障スポ宿泊受入力強化支援事業	国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の開催に伴う選手、大会関係者及び観光客の受入れを円滑に行うとともに、満足度を高めるため、収容客数の増加や障がい者が利用しやすい施設整備等を行う市内のホテル・旅館事業者に対して補助金を交付する。
延岡市魅力ある「食」空間創出支援事業	本市の「食」を活用した誘客促進を図るため、市内の飲食店が取り組むバリアフリー化等による魅力的な食の空間創出のための店舗改装等に要する経費について補助金を交付する。



(2) 防災・防犯対策

現状と課題

防災や防犯に関して、障がい者が不安に思うことは、災害や事故が発生したときにどのように行動すればよいのかということです。平成23年東日本大震災や令和6年能登半島地震のような大規模な災害時には誰もが被災者になることから、障がい者やその家族においては、災害等に対する備えや災害等に関する情報を入手できる環境づくりを行うなど、日頃から防災・防犯に対する意識を持つことが大切です。

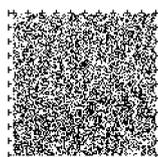
本市は、被害の拡大傾向にある風水害や土砂災害の危険性の高い地域であり、また、南海トラフ地震による甚大な被害が想定され、災害への対応や支援が必要な方への対応が懸念されています。特に、自ら避難することが困難である要支援者の避難等を円滑に行うためには、それぞれの特性に応じた避難支援が必要であり、現在、個別避難計画の作成に取り組んでいるところです。また、令和3年には宮崎県立延岡しろやま支援学校と福祉避難所の協定を締結し、福祉避難所の確保を進めています。

交通事故や悪質な犯罪等についても、障がい者は特に遭遇する確率が高く、安全に暮らしていくための対策が必要とされています。

今後は、障がい者が安心して地域で生活できるように、自助、共助、公助それぞれの役割を認識し、連携を図りながら支援することによって、障がい者の防災・防犯対策に取り組み、地域を中心とした支援ネットワークを確立する必要があります。

施策目標

- ① 防災・防犯知識の普及に努め、地域の住民や障がい者自身の参加による自助・共助による防災・防犯訓練の実施を促進します。
- ② 避難行動要支援者について、平常時から災害等に備えた体制構築を目指すため、避難支援等関係者と連携を図りながら、個別避難計画の作成を進めます。

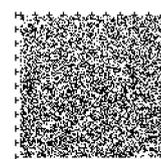


- ③ 消防、警察、福祉の関係機関や地域の自主防災組織と連携を図り、障がい者をはじめ災害時に支援の必要な人の情報等の把握に努めます。
- ④ 大規模災害発生により自宅等を失った障がい者が、一定期間生活することになる福祉避難所の指定の促進に努めます。
- ⑤ 障がいの有無にかかわらず、安全で安心な環境を保ち犯罪を防止するため、街を明るくするなどの施策の推進に努めます。

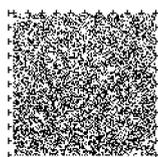
施策展開

障がい者が安全に安心して地域で暮らせるように、防災・防犯に関して、以下の施策を推進します。

施 策	概 要
防災情報伝達システム 整備事業	<p>災害情報メールやLINE、防災アプリ、防災ラジオなどにより、災害時において、災害情報や避難情報などを迅速かつ確実に市民にお知らせする。</p> <p>また、防災講話時や市ホームページによりシステムの広報周知活動を実施する。</p> <p>[令和5年度実績] LINE 登録者数 31,895 人 防災アプリ登録者数 8,727 人 災害情報メール登録者数 7,541 人 合計 48,163 人</p> <p>[令和11年度目標] LINE 登録者数、防災アプリ登録者数、 災害情報メール登録者数 合計 51,000 人</p>
自主防災組織育成事業	<p>障がい者をはじめ市民の防災活動に寄与し、災害に強い人・地域づくりを推進するため、地域で組織された自主防災組織に防災資機材を配備する。</p>



施 策	概 要
地域の防災訓練の推進	<p>各地区において防災・避難訓練等を実施し、自助・共助による地域の支援体制の構築を促進する。</p> <p>[令和5年度実績] 訓練協力回数 128 回</p>
NET119 緊急通報システム（再掲 P.34）	<p>聴覚や言語機能の障がいにより音声での 119 番通報が困難な方が円滑に消防への通報を行えるシステム。利用に当たっては事前登録が必要。</p>
個別避難計画の作成	<p>自治会や民生委員、自主防災組織、福祉専門職等と連携を図りながら、災害対策基本法第 49 条の 14 に規定する個別避難計画を作成する。</p> <p>[令和5年度実績] 個別避難計画作成数 31 件（令和5年度末時点）</p>
福祉避難所の指定	<p>大規模災害の発生により自宅等を失った要配慮者のうち、指定避難所等での生活が困難な者が、一定期間生活する福祉避難所を指定する。</p> <p>[令和5年度実績] 指定数 15 施設（令和5年度時点）</p>
防犯灯設置事業	<p>障がい者をはじめ市民の防犯のため、各区での防犯灯設置に対して、設置及び維持管理にかかる費用を助成する。</p> <p>[令和5年度実績] 設置補助数 361 灯（球替 41 灯を含む） 維持管理補助数 10,045 灯</p>



11 連携体制の構築

現状と課題

地域において障がい者やその家族への支援を効果的に行うためには、障がい者の地域における生活の悩みに耳を傾け、寄り添いながらその実態を把握し、必要な支援を整理・検討していく必要があります。

本市では、令和元年10月に「なんでも総合相談センター」を設置し、専門的な資格を持ったスタッフにより、「医療・介護・福祉」と「子育て・教育」の2つの分野を中心に各種相談にワンストップで対応しています。また、「なんでも総合相談センター」内に民間団体等が無償で使えるスペースを設け、行政と民間団体等での連携による相談対応も行っています。さらに、支援関係機関との研修会等の開催を通じて、本市全体の相談対応能力の向上、「寄り添い、伴走する」支援の強化、連携体制の強化に取り組んでいます。

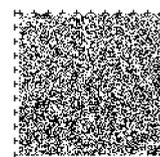
これらに加え、近年相談が増えているひきこもりを始めとした孤独・孤立などの問題等を含め、こちらから出向くアウトリーチ型対応も強化するとともに、同じような立場にある相談員が相談に応じるピアカウンセリングにも新たに取り組んでいます。

「なんでも総合相談センター」に寄せられる相談は、解決が困難な事例ほど必要な支援が多岐に渡るため、「なんでも総合相談センター」が核となって本市の各部署や関係機関・団体等が連携して複数の施策を実施することが効果的です。

今後も、「なんでも総合相談センター」を中核とした、切れ目のない市民に寄り添った支援を行う重層的支援体制を整備していく必要があります。

施策目標

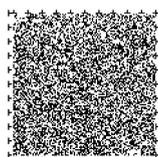
- ① 障がい者が地域で安心した生活を送ることができるよう、相談窓口と実際に支援を行う者が連携できる体制づくりに努めます。
- ② 「なんでも総合相談センター」を中核とした、切れ目のない市民に寄り添った支援を行う重層的支援体制の整備を推進します。



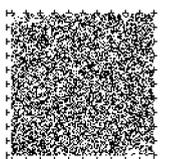
施策展開

障がい者が地域において安心した生活を送るために行う各施策において、「なんでも総合相談センター」の活用を図ります。

また、「なんでも総合相談センター」を中核とした重層的支援体制整備事業の実施により、あらゆる関係機関と連携のうえ、包括的な支援体制のもと、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応していきます。

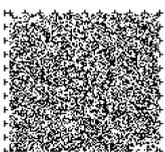


参考資料



1 計画策定の経過

年 月 日	活 動 内 容
令和6年 8月23日	第1回 ワーキンググループ会議 (策定方針、アンケート案、プランの取組状況)
9月20日	障がい者本人・支援者及び障がいサービス事業所を対象に、 アンケートを実施(10月14日まで)
10月 9日	第2回 ワーキンググループ会議 (第5次延岡市障がい者プラン素案)
11月15日	第1回 障がい者プラン懇話会会議 (プランの取組状況、アンケート結果)
12月 9日	第1回 障がい者プラン策定会会議 (第5次延岡市障がい者プラン素案の審査)
12月20日	第2回 障がい者プラン懇話会会議 (第5次延岡市障がい者プラン素案に対する意見聴取)
令和7年 1月16日	第3回 ワーキンググループ会議 (案の最終確認)
1月17日	パブリックコメントの実施(2月6日まで)
2月13日	第2回 障がい者プラン策定会会議 (パブリックコメントの結果報告、案の最終確認)
2月25日	第3回 障がい者プラン懇話会会議 (パブリックコメントの結果報告、案の最終確認)
3月	第5次延岡市障がい者プラン策定



2 延岡市障がい者プラン懇話会規則

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づき策定する延岡市障がい者プラン及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づき策定する延岡市障がい福祉計画について広く意見を反映させるため、延岡市障がい者プラン懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 懇話会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉に関して識見を有する者
- (2) 関係行政機関に所属する者
- (3) 社会福祉事業に従事する者
- (4) 社会福祉に関する活動を行う者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から5年間とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項本文の規定にかかわらず、第1条の延岡市障がい者プラン又は延岡市障がい福祉計画の策定に関し市長が必要と認めるときは、同項の任期を延長し、又は短縮することができる。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により定め、副会長は、委員の中から会長が指名する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会は、必要に応じて市長が召集し、会長が議長となる。

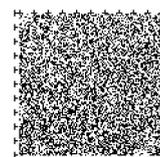
2 市長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、健康福祉部障がい福祉課において処理する。

(その他)

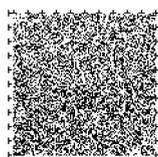
第7条 この規則に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。



3 延岡市障がい者プラン懇話会委員名簿

団体・所属機関等	職名	氏名
一般社団法人延岡市医師会	会長	佐藤 信博
学校法人順正学園 九州医療科学大学	臨床心理学部 准教授	黒須 依子
延岡公共職業安定所	所長	橋本 信一
宮崎県北部福祉こどもセンター	こども福祉課長	窪 秀一郎
宮崎県延岡保健所	健康づくり課長	松尾 祐子
宮崎県立延岡しろやま支援学校	校長	肱岡 憲吾
延岡市社会福祉協議会	福祉サービス課長	○ 平川 真悟
のべおか障害者就業・ 生活支援センター	センター長	水田 聖子
延岡市民生委員児童委員協議会	障がい者福祉 部会長	中川 高夫
特定非営利活動法人 延岡市ボランティア協会	副会長兼 事務局長	山内 文代
延岡市自立支援協議会	会長	◎ 甲斐 由美子
延岡市障害者団体連絡協議会	事務局長	甲斐 直義
難病支援者		俵 純子
ピアサポートさくらの会	メンバー	興 柁 秀市
宮崎県LD・発達障がい親の会 「フレンド」	会長	猪股 重子
ひつじの会	代表	安藤 小百合
旭化成アビリティィ	総務課長	田口 知枝

(◎会長 ○副会長)



4 延岡市障がい者プランに関するアンケート調査 実施概要

(1) 調査の目的

延岡市障がい者プランの策定にあたり、延岡市に住む障がいのある人の生活の実態と要望、意見等を把握するために「本人・支援者用アンケート」を実施した。また、延岡市の障がいサービス事業所の現状等を把握するために「障がいサービス事業所用アンケート」も併せて実施した。これらの結果を、今後の障がい福祉施策の充実と発展に向けた障がい者プラン策定のための基礎資料とする。

(2) 調査期間

令和6年9月20日 ～ 令和6年10月14日

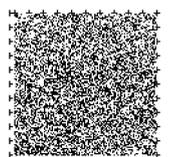
(3) 調査の方法

【本人・支援者用】

- (1) 延岡市内に在住の障がい者（手帳の所持者及びサービス利用者）の中から抽出した人に郵送にて配布・回収。（LoGo フォームでの WEB 回答も可）
- (2) 延岡市内の障がい福祉施設、居宅生活支援サービス提供事業者に依頼し、福祉サービスを利用している在宅の障がいのある人や子どもに配布・回収。

【障がいサービス事業所用】

延岡市内の障がい福祉施設、居宅生活支援サービス等の提供事業者
に、LoGo フォームの QR コード及び HTML を記載した依頼文を発送し、
WEB で回答。



(4) アンケート実施状況

【本人・支援者用】

区 分	配布数	回収数	回収率
身体障害者手帳所持者	370	287 (106)	54.7% (20.2%)
療育手帳所持者	90		
精神障害者保健福祉手帳所持者	65		
障害福祉サービス等利用者 (手帳なし)	175	64 (33)	36.6% (18.9%)
合 計	700	351 (139)	50.1% (19.9%)

※ () 内は支援者用の数値を別掲

※ アンケート対象者数（令和6年9月1日現在）

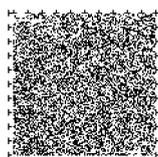
身体障害者手帳所持者 : 5,744人
療育手帳所持者 : 1,366人
精神保健福祉手帳所持者 : 1,015人
サービス利用者(手帳なし) : 1,398人
.....合.....計.....(延べ人数)..... : 9,523人 (実人数 : 9,182人)

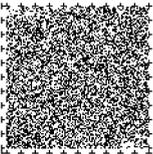
※ アンケートの信頼度

母集団を市内の障がい者数(9,523人)とし、信頼レベル95%、許容誤差±5%、
回答比率50%で設定した結果、必要サンプル数は370人となった。
回収数は必要サンプル数をほぼ満たしており、信頼度は確保できている。

【障がいサービス事業所用】

アンケート配布数 : 104件(市内の障がいサービス全事業所)
アンケート回収数 : 62件(回収率:59.6%)





第5次延岡市障がい者プラン

令和7年3月

発行：延岡市 健康福祉部 障がい福祉課

〒882-8686 宮崎県延岡市東本小路2番地1

TEL (0982) 22-7059

FAX (0982) 21-0203

E-mail syougai@city.nobeoka.miyazaki.jp

